

第6章

基本的施策

本章では、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けた取組について、環境政策ごとに施策の体系を示します。

第6章 基本的施策

1 基本的施策の構成

本章では、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向け、本計画が実施する施策の体系を基本的施策として示します。

基本的施策は、第4章に示した環境政策とその目標に沿って展開する取組の内容を整理したものであり、施策の方向、施策の柱、具体的施策事業から構成されています。また、各施策の方向には、施策の進捗状況を測るための指標を設定しています。(表6-1参照)

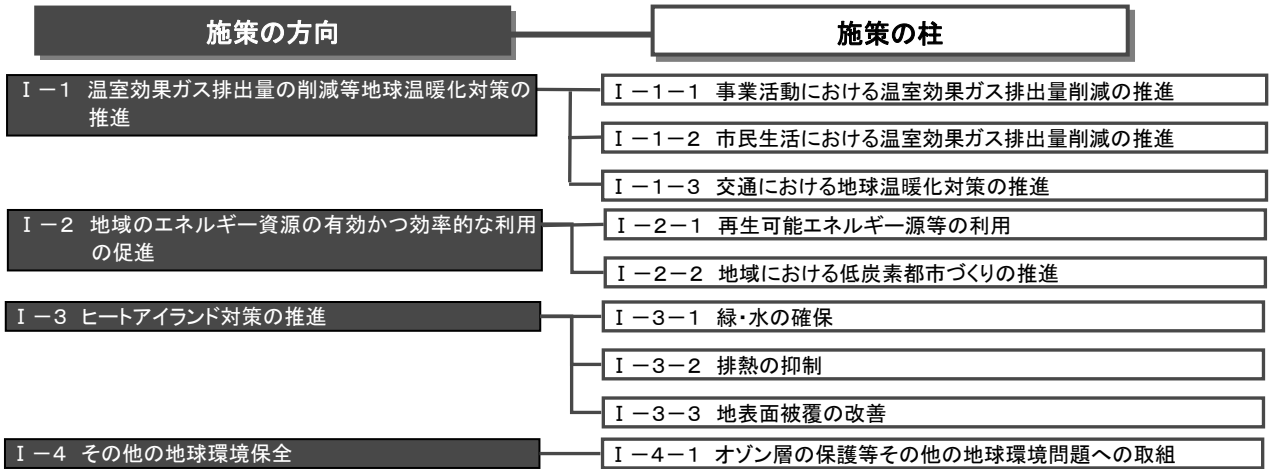
なお、これまでに示した、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」、計画の目標、基本的施策の体系を目標施策体系図として本章の章末に示します(134ページ～137ページ)。

表 6-1 基本的施策の構成

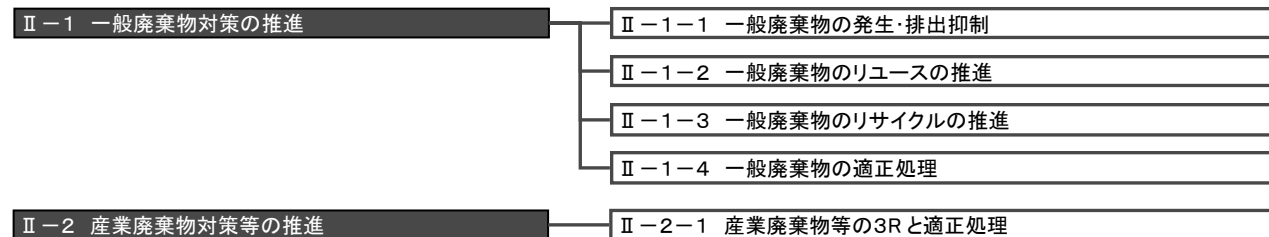
<p>施策の方向</p>	<p>施策の方向は、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けて必要となる基本的な取組の方向を示したものです。第4章に示した環境項目の目標※を達成することを念頭に設定しています。</p> <p>施策の方向には指標を設定しています。</p> <p>※ 環境項目の目標を設定していない環境政策「環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす」、「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」については、環境政策の目標を達成することを念頭に設定しています。</p>
<p>施策の柱</p>	<p>施策の方向を細分化し、基本的な取組の内容を示したものです。</p>
<p>具体的施策事業</p>	<p>施策の柱に基づいて展開される具体的な取組を示したものです。</p> <p>* 具体的施策事業は、環境や社会の変化、取組の進捗状況などにより、計画期間中に繰り返し変更が必要になると考えられます。このため、本計画書では示さず、計画策定時には「施策事業集」として別冊資料で示します。策定の次年度以降は毎年の「環境基本計画年次報告書」で重点分野の実施状況と合わせて示すこととします。</p> <p>なお、具体的施策事業では、本計画の体系に合わせて総合計画における事業を示し、その関係について整合を図っています。</p>
<p>施策の方向に係る指標</p>	<p>施策の進捗状況を測るための指標を施策の方向ごとに示したものです。</p> <p>指標には、その現状とめざす方向を示すとともに、可能な範囲で数値目標を設定しています。</p> <p>* 施策の方向が第4章に示された環境政策の目標や環境項目の目標を達成することを念頭に設定されていることから、施策の方向に係る指標は、環境項目の指標に基づいて設定されています。</p> <p>なお、環境項目の目標を示していない環境政策「環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす」、「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」については、環境政策の目標の達成に向けた施策の進捗状況を測ることを念頭に指標を設定しています。</p> <p>また、目標は、分野別の計画と調整を図っているため、目標年次が環境基本計画の計画期間である2020年度と異なる場合があります(5ページ「他の計画との関係」、55ページ「1 重点分野の考え方(4) 分野別計画との関係」参照)。</p>

2 基本的施策の体系

環境政策 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす



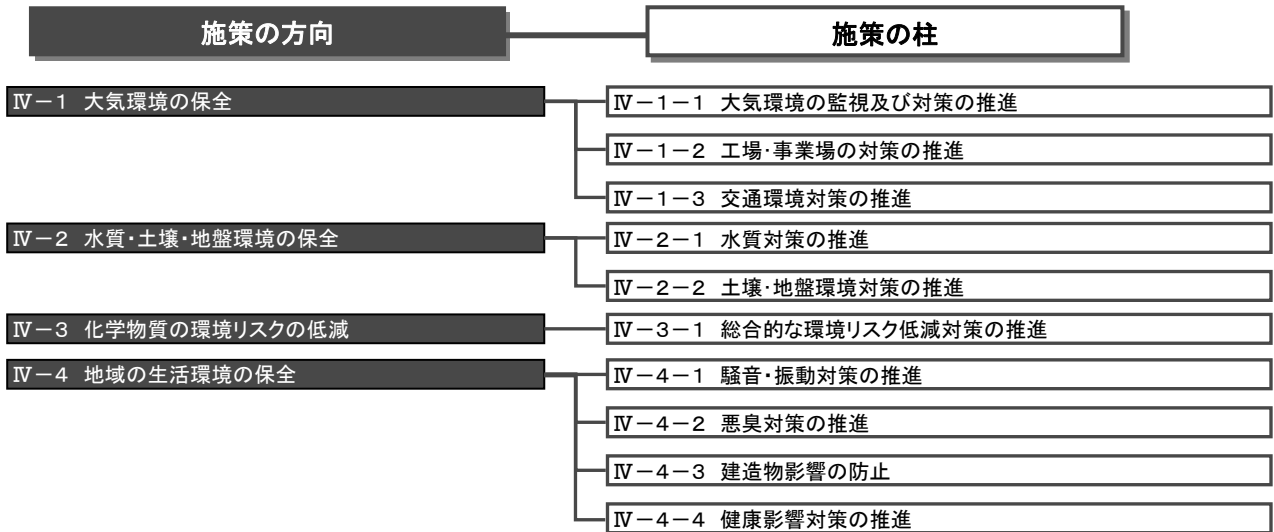
環境政策 環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす



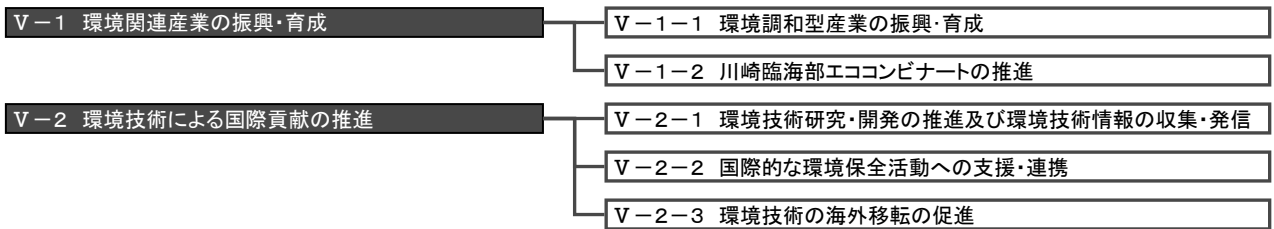
環境政策 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす



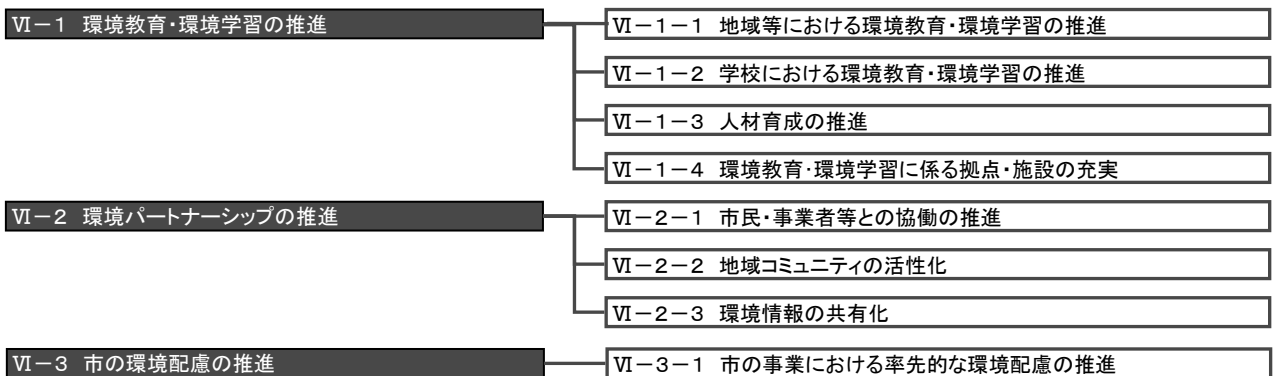
環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす



環境政策 環境に配慮した産業の活気があられ、国際貢献するまちをめざす



環境政策 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす



3 環境政策別の基本的施策

I 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

I-1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進

本市の部門別の二酸化炭素の排出量は、産業部門が最も多く、排出量の部門別構成比における産業部門の割合は、全国平均と比べた場合にも非常に高いという特徴があります。

一方で、1990年度から2007年度にかけての、部門別の二酸化炭素の排出量は、民生部門（家庭系）の増加率が最も高くなっているのに対して、産業部門は減少しています。

こうしたことから分かるように、温室効果ガスの排出量の削減は、事業者や市民など、それぞれの主体が推進していく必要があります。

このため、事業者の温室効果ガスの排出量の削減を促す取組を進めるとともに、市民の環境配慮型ライフスタイルへの転換に向けた活動支援・普及啓発などの取組を進めます。あわせて、事業活動、市民生活のそれぞれに影響する交通における地球温暖化対策について、環境にやさしい交通ネットワークの構築などの取組を進めます。これらの取組により、効果的な温室効果ガスの排出量の削減が誘導される社会・経済システムの構築を目指します。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
温室効果ガス排出量	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、本市の特徴である優れた環境技術を活かし地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献することで、2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す。(※) ・各主体が削減目標に向かって、自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、協働の取組を進めることで、温室効果ガス排出量を削減する。 ・国全体の中期目標に関する検討状況等を見極めながら、必要に応じて目標の改定について検討を行う。 <p>【現状】 2,517万トンCO₂ (2008年度(速報値))</p> <p>【指標がめざす方向】 少ないほうが良い</p>
低公害・低燃費車の普及台数	<p>【目標】 低公害・低燃費車の導入を促進すること</p> <p>【現状】 市内の電気自動車導入台数：24台(2009年度)、市内のハイブリッド車導入台数：4,303台(2008年度)</p> <p>【指標がめざす方向】 多いほうが良い</p>

※ 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく目標

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

I-1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進

I-1-1 事業活動における温室効果ガス排出量削減の推進

I-1-2 市民生活における温室効果ガス排出量削減の推進

I-1-3 交通における地球温暖化対策の推進

I-1-1 事業活動における温室効果ガス排出量削減の推進

本市には、日本の経済成長をリードした京浜工業地帯に集積する高度なものづくり技術から生み出された世界トップレベルの環境関連技術を有する企業が多数立地しています。

こうした環境技術等を活かして地球規模での温室効果ガス削減に向けた取組を進めるとともに、市域における事業活動に係る排出量の削減も進めます。

1 大規模事業者の温室効果ガス排出量の削減

先進的な省エネルギー技術の導入、未利用エネルギーの活用、発電所の蒸気の周辺の工場への供給といったエネルギーの面的利用など、市内の大規模事業者については、これまで、先駆的な環境技術により温室効果ガスの削減に努めてきています。

こうした中で、地球全体での温暖化対策に貢献していくという観点やエネルギー使用量の削減がコスト削減につながるといった観点も踏まえながら、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度などを活用し、二酸化炭素やそれ以外の温室効果ガス排出量の更なる削減に向けた自主的な取組を促していきます。

さらに、環境性能の優れた燃焼施設等の導入など、地域環境対策とも連携し、相乗効果を挙げながら、取組を推進します。

2 中小規模事業者の温室効果ガス排出量の削減

二酸化炭素排出量の削減は、エネルギー使用量の削減につながり、経費の削減をもたらすなど、メリットは大きく、特に、中小規模事業者については専門的な知識を活用したアドバイスによって削減の余地がある場合も想定されます。

こうしたことから中小規模事業者を対象として、温室効果ガス排出量の削減の取組を促すため、省エネルギー効果や経費削減効果などを含めたエネルギー削減に関する提案を行う省エネルギー診断を実施します。

あわせて、省エネルギー機器等の導入に関する補助金事業や融資制度などによる支援、商店街の街路灯などの低炭素化に資する施設整備を行った場合の補助などを通じて、温室効果ガス排出量の削減を促していきます。

3 低炭素型のビジネススタイルの構築

環境技術を活用しながら、生産等における温室効果ガスの排出量を削減するとともに、グリーン購入を推進するなど、環境に配慮した低炭素型のビジネススタイルを構築していく必要があります。このため、かわさき地球温暖化対策推進協議会の事業者部会や川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）、地域貢献活動を促す「かわさきコンパクト」を活用し、低炭素型のビジネススタイルの構築を推進します。

また、原料調達から廃棄までといったライフサイクル全体での温室効果ガス削減への貢献を評価する「低CO₂川崎ブランド」事業を推進し、ライフサイクル全体での温室効果ガスの削減が重要であるという考え方（ライフサイクル思考）の浸透に向け、広く事業者へ働きかけを行います。

一方、最終消費者である市民が環境に配慮した製品を市場で選択できるような仕組みを構築していく必要もあることから、かわさき地球温暖化対策推進協議会、CC川崎エコ会議とともに、新

たな地域における地球温暖化防止活動の拠点である地域地球温暖化防止活動推進センターなどを通じ、市民との協働の取組を進めます。

I-1-2 市民生活における温室効果ガス排出量削減の推進

本市の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、1990年度から2007年度にかけて家庭部門の増加率が最も高くなっています。本市の人口が近年大幅に増加していることも要因の一つとなりますが、一人当たりの排出量も増えており、家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減について今後一層の対策が求められています。

一方で、市民アンケートなどを通じて明らかになっている市民の地球温暖化対策への意識は高く、また、かわさき地球温暖化対策推進協議会をはじめとした市民活動は、1店1エコ運動、エコ調査隊などの取組が環境大臣表彰を受けるなど高い評価を受けています。

こうしたことから、これらの意識や実績を基礎とするとともに、普及啓発や活動の支援などを通じて引き続き積極的に取組を進め、市民生活の様々な場面における地球温暖化対策の推進を目指します。

1 協働した地球温暖化対策の推進

かわさき地球温暖化対策推進協議会やCC川崎エコ会議などを中心に、本市でこれまで重ねられてきた様々な協働の取組を引き続き進めます。

また、2010年度に設置した地域地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携・協働しながら、地球温暖化対策に係る普及啓発等の取組を推進するとともに、区役所やNPO法人などの市民団体など地域における様々な主体・ネットワークと協働した地球温暖化対策の取組を推進します。

2 資源・エネルギー消費の抑制等

資源消費を抑制することで、温室効果ガスの排出抑制を図るため、3R（リデュース（発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の取組を推進します。

あわせて、地域地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動により、エネルギー消費の抑制等に向けた普及啓発を行います。

3 環境配慮型ライフスタイルの構築

市民の環境配慮型ライフスタイルの構築に向け、地域地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携するなどにより、普及啓発や仕組みづくりに取り組みます。

あわせて、ライフサイクル全体で二酸化炭素排出量の削減に大きく貢献するような製品・技術・サービス等を選定する「低CO₂川崎ブランド」や国の「カーボンフットプリント」制度などを活用し、環境に配慮した製品の購入等を市民へ働きかけます。

I-1-3 交通における地球温暖化対策の推進

本市の運輸部門における二酸化炭素排出量は、2000年度以降減少傾向にありますが、2007年度は、1990年度と比べると、8.5%の増加となっており、削減に向けた具体的な対策が求められています。

このため、環境にやさしい交通ネットワークの構築等に取り組むとともに、必要となる自動車の使用に当たって環境配慮を促すことなどにより、交通における地球温暖化対策を推進します。

1 環境にやさしい交通ネットワークの構築

環境負荷の低減や高齢社会への対応などに配慮した鉄道・道路・地域交通のあり方などを含め、総合的な観点から都市交通体系の計画を策定するとともに、効率的・効果的な幹線道路の整備を進め、交通円滑化の向上（走行速度の改善）を目指します。

あわせて、関係行政機関との調整、市民・事業者による自主的な交通環境配慮行動に向けた普及啓発、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく荷さばきのための駐車施設の整備など、交通需要を調整する考え方に基づいた取組を推進していくことなどにより、自動車の交通流の円滑化、交通の集中の抑制等に取り組めます。

2 公共交通機関の利便性の向上

運輸部門における二酸化炭素排出量は、1990年度から2007年度にかけて8.5%の増加となっていますが、自家用自動車に限ると、45%の増加となっており、公共交通機関の利用促進が求められます。このため、公共交通機関の利便性の向上に向け、関係行政機関との調整など公共交通車両の通行を優先させる取組を進めることのほか、バスの位置情報や運行状況をリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムの導入促進、駅前広場の整備等に取り組めます。

3 自動車単体対策の推進

近年、自動車重量税等の減免の措置等により、ハイブリッド自動車に代表される低燃費車の導入が進んでいるほか、電気自動車の導入も始まっていますが、運輸部門における二酸化炭素の排出量のうち、自動車の排出量が占める割合は、約70%と高い割合になっています。このため、助成や駐車場の無料化といった経済的なインセンティブの導入や倍速充電スタンド導入助成制度等による充電インフラの整備などにより電気自動車の導入を推進するなど、低公害・低燃費車の導入を促していくとともに、かわさきエコドライブ宣言の登録の推進などにより、エコドライブの普及を図ります。

このほか、荷主や荷受人が、運送事業者などに対し、環境に配慮した運搬の実施を要請する「エコ運搬制度」の推進やエコ燃料の活用について検討していくなど、自動車からの二酸化炭素排出量の削減に向け、取組を進めます。

4 自転車等の通行空間の確保

誰もが安心して快適に歩ける歩行空間の確保とともに、自転車通行帯の整備などを進めます。

I-2 地域のエネルギー資源の有効かつ効率的な利用の促進

太陽光、太陽熱といった、エネルギーの利用段階で温室効果ガスをほとんど排出しない再生可能エネルギー源の利用や、工場等の廃熱といった未利用エネルギーの有効利用は地球温暖化対策の推進に大きく貢献するものであり、エネルギーの地産地消の観点からも重要なことから、これらのエネルギーの普及や利用の促進などに向けた仕組みづくり、情報提供などを進めます。

また、環境に配慮した建築物の普及や建築物間でのエネルギーの有効利用を促すなど、エネルギーの効率的な利用を意識したまちづくりを進めます。

以上の取組により地域におけるエネルギーの有効かつ効率的な利用の推進を目指します。

指標等

指標	目標・現状・指標がめざす方向
太陽エネルギー（太陽光・熱）利用量	【目標】2020年度までに2005年度比30倍とすること 【現状】太陽光発電設備容量：3,069kW ほかに（2005年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い

施策の方向

施策の柱

I-2 地域のエネルギー資源の有効かつ効率的な利用の促進

I-2-1 再生可能エネルギー源等の利用

I-2-2 地域における低炭素都市づくりの推進

I-2-1 再生可能エネルギー源等の利用

太陽光発電設備等の導入の促進など、太陽エネルギーの利用拡大に向けた様々な取組を推進するとともに、計画書の提出などを通じたエネルギーを有効利用する仕組みづくりや地域特性を踏まえた再生可能エネルギー源等の導入拡大を進めることで、地域における再生可能エネルギー源・未利用エネルギー等の利用の促進を目指します。

1 ソーラーシティプロジェクトの推進

太陽エネルギーの利用拡大を図るため、住宅用太陽光発電設備設置補助制度の充実や公共施設における太陽光発電設備等の導入の促進、大規模太陽光発電所の建設に併せて整備される環境学習施設などを活用した普及啓発に取り組みます。

また、開発事業地球温暖化対策計画書や建築物環境配慮制度における建築物環境計画書の作成・提出に当たって検討される、再生可能エネルギー源の利用等に関する報告・公表を通じて、その利用を促していきます。

これらの取組などを「ソーラーシティプロジェクト」として推進していくことで、今後の技術革新を促すことや新たな環境産業の創出を図ります。

2 エネルギーを有効利用する仕組みづくり

再生可能エネルギー源の有効利用に向け、家庭や事業所などのエネルギーの利用状況を考慮した上での適切なエネルギー利用を実現するために、地域地球温暖化防止活動推進センターなどを活用したエネルギーに関する相談体制の検討を行います。

また、エネルギーの有効利用に配慮した建築物の普及促進のため、新規の建築物に関しては、開発事業地球温暖化対策計画書や建築物環境配慮制度を、既存の建築物に関しては、補助制度や融資制度を活用していきます。

あわせて、建築関連事業者や住宅展示場などを通じた、市民・事業者へのエネルギーに関する情報提供の充実、市民共同発電所の設置を支援することなどによる市民・事業者など多くの主体による協働の取組の促進などについて取組を進めます。

3 地域特性を踏まえた再生可能エネルギー源等の導入拡大

本市は、臨海部を中心として、エネルギーを多く消費していますが、そうしたエネルギーの需要側という立場にある中で「グリーン電力証書」を購入し、普及を進めることで、日本全体の再生可能エネルギー源の導入拡大に向けた、需要側からの施策の推進を図ります。

また、地域特性を踏まえて、工場廃熱の利用の拡大や風力発電、バイオマス活用の導入について検討するとともに、本市の産学公民連携研究事業を活用した地中熱利用空調システムについて利用の拡大を図ります。

I-2-2 地域における低炭素都市づくりの推進

建築物は一度建設されると長期にわたり使用されることから、温室効果ガスの排出の抑制に配慮した開発事業や建築が行われる必要があります。

エネルギーの効率的な利用に向け、個々の建築物による対策とともに、地区内の建築物間での連携などを促していくことで、低炭素都市づくりを目指します。

1 面的な対策の推進

二酸化炭素排出量の削減につながるエネルギーの有効利用を考えていくため、開発事業地球温暖化対策計画書や、環境影響評価制度を活用しながら、複数の建築物間のエネルギーの共同利用など、面的なエネルギー利用を促進していきます。

あわせて、都市計画等の手法の活用による環境負荷の低減に資するまちづくりの誘導に向けた方策についても検討します。

2 高いエネルギー効率を有する建築物の誘導

高いエネルギー効率を有する建築物の建築を誘導し、建築物におけるエネルギー使用量の削減を促すことで、温室効果ガス排出量を削減していくため、建築物環境配慮制度を引き続き運用していくとともに、自然エネルギーに係る検討の報告・公表等を行います。

あわせて、住宅販売時に地球温暖化対策に係る情報が提供されるよう、地球温暖化対策推進条例に基づき、住宅の建築主等に協力要請や情報提供などを行います。

このほか、エネルギーの利用効率の高い設備の設置等を促している省エネ法において、エネルギーの使用の合理化を一層進めるため、対象建築物が一定規模以上の中小建築物まで拡大された改正法に基づく事務を適切に運用していきます。

さらに、一戸建て住宅や共同住宅等については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく省エネルギー基準の等級による評価や、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく建築等計画の認定制度などの普及により、一定の断熱性能等の基準を満たしたエネルギー効率の高い住宅を誘導していきます。

I-3 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象は、都市化による地表面被覆の人工化やエネルギー消費に伴う人工排熱の増加等により、周辺域よりも気温が高くなるという現象であり、市内でも、内陸部の幸区、中原区、高津区をはじめとした地域などで、ヒートアイランド現象が認められています。

ヒートアイランド現象の発生により、一般に、熱中症の増加や、空調使用の増加によるエネルギー使用量の増大が考えられるほか、集中豪雨の発生など気象への影響も指摘されています。

緑・水の確保や排熱の抑制、地表面被覆の改善などの取組を進めることで、ヒートアイランド対策の推進に努めます。

指標等

指標	目標・現状・指標がめざす方向
年間平均気温	【現状】 16.7℃（中原区）（2009年度） 【指標がめざす方向】 現状維持

施策の方向

施策の柱

I-3 ヒートアイランド対策の推進

I-3-1 緑・水の確保

I-3-2 排熱の抑制

I-3-3 地表面被覆の改善

I-3-1 緑・水の確保

都市内の水面や緑地は、蒸発散による気温緩和効果や、植樹による日射の遮へい効果等が期待できることから、緑の保全及び緑化の推進、都市河川や水路の整備・維持、緑と水のネットワークづくりなどを推進します。

あわせて、連続的な緑地の形成などにより涼しいエリアを拡大していくことで、風通しのよいまちづくりを推進します。

I-3-2 排熱の抑制

住宅やオフィスの空調、工場からの排熱、自動車からの排熱といった人工排熱の増加は、気温を上昇させる原因になります。省エネルギー設備の導入や交通流対策などにより都市活動で発生する人工排熱をできるだけ低減することで、余分な熱の発生を抑えることを目指します。

I-3-3 地表面被覆の改善

コンクリート壁面やアスファルト等の人工被覆は土や草地より暖められやすく、これらに覆われた市街地では、人工被覆面からの熱により空気が暖められ、ヒートアイランド現象が進行します。屋上緑化、壁面緑化や保水性舗装などに取り組むことで、人工的な被覆からの熱の緩和を目指します。

I-4 その他の地球環境保全

オゾン層の保護、酸性雨の防止、森林の保全や新たな問題が明らかになった場合の対応など、地球温暖化対策以外の様々な地球環境問題への取組を進め、その保全を目指します。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
特定フロン等の環境濃度	【現状】0.25ppb (CFC-11)、0.53ppb (CFC-12) など (2009年度) 【指標がめざす方向】低いほうが良い
硫黄酸化物排出量 (工場・事業場)	【現状】800トン (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
窒素酸化物排出量 (再掲) (工場・事業場)	【目標】対策目標量 (9,330トン) 以下の排出量とするとともに、低減を進めること 【現状】9,591トン (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

I-4 その他の地球環境保全

I-4-1 オゾン層の保護等その他の地球環境問題への取組

I-4-1 オゾン層の保護等その他の地球環境問題への取組

地球環境問題は、問題が発生した地域を越えて広範囲に影響が及ぶことや、対策には国際的な取組が必要とされることなどの特徴があります。オゾン層の保護、酸性雨の防止、森林の保全に向けて、普及啓発や調査・測定、庁内における配慮など、本市として適切に取り組めます。

1 オゾン層の保護

特定フロン等によるオゾン層の破壊を防ぐため、自動車からのフロンの適正な回収についての指導やオゾン層保護に関する意識啓発、特定フロン等の環境濃度の測定などに取り組めます。

2 酸性雨の防止

酸性雨は、二酸化硫黄や窒素酸化物などが原因となって発生することから、工場や自動車等の発生源対策に努めるとともに、酸性雨の状況について調査を実施します。

3 森林の保全

地球規模の森林の減少の抑制に向け、庁内での再生紙の利用促進、熱帯材の使用抑制などに努めます。

Ⅱ 環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす

Ⅱ-1 一般廃棄物対策の推進

ごみの収集運搬や処理処分等の過程では、大気汚染物質や温室効果ガスの発生などにより大きな環境負荷がかかると同時に、多額のごみ処理経費を要します。

廃棄物の総排出量は、人口増加にもかかわらず、本市の市民一人一日当たりの一般廃棄物排出量は減少傾向にあるため、ほぼ横ばいに推移していますが、最終処分場の残余容量に限度があることから、ごみの発生・排出抑制に向けた取組をさらに推進する必要があります。

このため、市民、事業者、市の協働のもと、商品の生産、流通・販売、使用、廃棄などの各段階において、ごみの発生抑制に向けた配慮がなされ、環境負荷の低減につながる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組や排出された廃棄物の適正な処理・処分が進み、資源消費が抑制された、持続可能な循環型のまちを目指します。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
ごみ焼却量	【目標】2013年度までに37万トン（※） 【現状】420,517トン（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
上記目標の達成に向けて、次の点に留意するものとする。	
市民一人一日当たりのごみ排出量	【目標】2013年度までに1,128g（※） 【現状】1,069g（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
資源化量	【目標】2015年度までに20万トン（資源化率35%）（※） 【現状】129,351トン、23.5%（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い

※ 「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」に基づく目標数値

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

Ⅱ-1 一般廃棄物対策の推進

Ⅱ-1-1 一般廃棄物の発生・排出抑制

Ⅱ-1-2 一般廃棄物のリユースの推進

Ⅱ-1-3 一般廃棄物のリサイクルの推進

Ⅱ-1-4 一般廃棄物の適正処理

Ⅱ－１－１ 一般廃棄物の発生・排出抑制

持続可能な循環型社会を構築するために、まず、ごみの発生を抑制します。ごみになる物を作らない・売らない・買わない社会をつくっていくために、環境に配慮した製品やサービスが優先的に選択される市場の形成を促します。

1 ごみをつくらないライフスタイルの普及

日常生活の中で、環境に配慮した、ごみを発生させない製品を選ぶなど、ごみの発生・排出抑制を基本とした、ライフスタイルへの転換を促す働きかけを行います。

2 ごみをつくらない事業活動の確立

自らの事業活動に伴うごみの減量やリサイクルの推進など、ごみの発生・排出抑制を基本とした事業活動への転換を促す働きかけを行います。

3 ごみをつくらない社会経済システムへの変革

製造業者が、使用後のことも考慮に入れた製品設計を行うことにより、廃棄物となった場合の適正な再使用・再生利用・処分が簡単に行えるなど、環境に配慮した製品を開発し、その処理やリサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体と連携して取組を進めます。

このほか、分別収集の拡充など市民がごみの減量・リサイクルに取り組むための体制の整備や、効率的・効果的な執行体制の整備を図るとともに、市民サービスの向上に向けた取組を前提として、ごみの減量化の推進と排出量に応じた負担の公平性を確保するため、効果的な経済的手法について、引き続き調査・研究を行います。

Ⅱ－１－２ 一般廃棄物のリユースの推進

リユースを推進します。リユースに関する施策は、普及啓発の効果も期待されます。

1 物を大切に使うライフスタイルの普及

市民や事業者にリユースの取組を広げ、物を大切に使うライフスタイルの普及啓発や、ごみ排出量の削減を図ります。

Ⅱ－１－３ 一般廃棄物のリサイクルの推進

やむを得ず排出されたごみは、可能な限り資源として有効利用するなど、天然資源の消費を抑制し、環境負荷が低減される社会を目指します。

1 分別等の拡充

技術の向上やリサイクル関連法の整備等により、排出されたごみのうち資源化可能なものが多様化しています。特に排出量の多い、紙類、プラスチック類などについては分別収集の拡大などの取組を進めるとともに、資源集団回収事業の拡充などにより、ごみの減量・リサイクルを推進

します。

2 事業系ごみの資源化の促進

排出事業者や回収・再資源化事業者などとの協働による事業系資源物のリサイクルルートの整備など、事業系ごみの減量・リサイクルや循環利用に向けた取組を進めます。

3 環境産業との連携

本市では、臨海部のエコタウン事業に見られるように環境産業が多数立地していることから、分別収集の拡充、リサイクル方法等について、これらの民間事業者と連携を図ります。

Ⅱ-1-4 一般廃棄物の適正処理

資源物とならずに焼却処理が必要なものについては、環境への負荷の低減に努めながら適正な処理を行います。また、適正かつ安定的なごみ処理体制の確立のため、廃棄物処理施設の整備や効率的な運営管理を行います。

1 環境負荷の低減に努めた適正処理

資源とならないごみについては、公衆衛生の向上・生活環境の保全の観点から、適正かつ安定的な処理を実施します。ごみ処理の過程において発生する有害物質による環境負荷の一層の低減や周辺環境への配慮に努め、安全で安心な適正処理を行います。

2 ごみ処理施設等の整備

市内から排出される一般廃棄物を適正かつ安定的に処理するため、ごみ処理施設の大規模な整備を計画的に実施し、施設の適正な維持管理を図ります。

また、安定したごみ処理体制の確立に向け、新たな処理施設の建設を推進し、ごみの適正処理と資源・エネルギーの効率的回収に努めます。

さらに、廃棄物の適正な処分の実施に向け、浮島2期地区の廃棄物最終処分場の整備を進めます。

Ⅱ-2 産業廃棄物対策等の推進

本市は、製造業を中心とした第二次産業の割合が高いこともあり、産業廃棄物が大量に発生しているものの、市内には最終処分場がありません。市内で発生した産業廃棄物は、適正処理を指導するほか、できるだけ最終処分しないよう廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用に向けた取組を推進するとともに、産業廃棄物を適正に処理することにより、天然資源の消費抑制や、環境負荷の低減を図り、産業廃棄物の分野からの循環型社会づくりを目指します。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
産業廃棄物排出量	【目標】2014年度における排出量について、2009年度の排出量を維持(※) 【現状】2,869千トン(2009年度) 【指標がめざす方向】現状維持
産業廃棄物再生利用率	【目標】2014年度までに約53%(※) 【現状】50.5%(2009年度) 【指標がめざす方向】高いほうが良い
産業廃棄物最終処分量	【目標】2014年度までに117千トン(※) 【現状】148千トン(2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い

※ 「第5次川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく目標数値

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

Ⅱ-2 産業廃棄物対策等の推進

Ⅱ-2-1 産業廃棄物等の3Rと適正処理

Ⅱ-2-1 産業廃棄物等の3Rと適正処理

本市では、汚泥、がれきなどの産業廃棄物が大量に発生していますが、市内に最終処分場がないことから、最終処分量の削減を進めることが大切になります。

このため、発生抑制に向けた取組を推進するとともに、できる限り再生利用されるような中間処理を促進させる取組を進めます。

また、産業廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行われなければならないことから、不法投棄等の不適正処理対策など適正処理に向けた取組を推進します。

1 産業廃棄物等の3Rの推進

産業廃棄物の排出事業者に対して、生産工程の合理化等による副産物の発生抑制や、製品の省資源化・長寿命化設計などを行うことによる廃棄物の発生抑制を促します。市内で排出される産業廃棄物のうち、多量排出事業者の排出割合が大きいことから、多量排出事業者制度や廃棄物自主管理事業などを通じて、多量排出事業者を中心に指導や情報提供を行うことにより、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の取組を推進します。また、市内では建設系廃棄物の最終処分量が大きいことから、建設リサイクル法の遵守や、廃棄物リサイクルの促進に取り組んでいきます。

さらに、公共工事から発生する建設発生土についても、現場内利用や工事間利用等を図り、再生資源の有効利用を進めるほか、建設発生土の不法投棄を防止するため、全量搬出先を指定します。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を進めるため、処理業者の許認可の適切な実施、優良性評価制度の普及、電子マニフェスト制度の普及などを進めます。また、不法投棄等の不適正処理対策に向けた取組を推進するとともに、特別管理産業廃棄物をはじめとした人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物については、適正処理に向けた確認や指導などを行います。

さらに、市外での最終処分量を削減するためには、市内の中間処理施設の質的転換を図る必要があります。中間処理後の廃棄物が再生利用可能な性状となるよう、施設の管理者に対して設備の見直しを促すなど、中間処理方法等について指導を行っていきます。

Ⅲ 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす

Ⅲ-1 緑の保全・創出・育成

多摩丘陵や多摩川崖線、多摩川、臨海部等に広がる多様な緑は、本市を特徴づける風景や景観を形成しており、また、様々な環境保全機能をもつ重要な自然的環境資源です。しかし、市街化が著しく、開発圧力が高いことや、相続時における土地利用転換などにより、樹林地や農地の減少が続いています。このため、今ある緑を保全するとともに、緑化活動により新たな緑を創出、育成していく取組が大切です。

そして、緑の保全、創出、育成は、市による取組のほか、市民、事業者などの様々な主体が一体となって進めていくことが大切なことから、施策の展開に当たっては、様々な主体との協働を基本に据え、ともに協力し、緑による良好な環境の創出を目指します。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
施策による緑地の保全面積 (法・条例等により保全されている面積)	【目標】2017年度までに272ha(※1) 【現状】211ha(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
施策による農地の保全面積 (農業振興地域内農用地、生産緑地地区内農地等)	【目標】2017年度までに416ha(※1) 【現状】407ha(2009年度) 【指標がめざす方向】現状維持
緑化地面積 (公共施設等の緑化地創出面積)	【目標】2017年度までに358ha(※1) 【現状】356ha(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
公園緑地面積 (都市公園等(※2)の整備面積)	【目標】2017年度までに769ha(※1) 【現状】716ha(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
公園管理運営協議会の発足数	【目標】2017年度までに1,000公園(※1) 【現状】435公園(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い

※1 「川崎市緑の基本計画」に基づく目標数値

※2 都市公園等：都市公園、臨海公園(港湾緑地)、臨海部における緑地

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

Ⅲ-1 緑の保全・創出・育成

Ⅲ-1-1 緑地の保全

Ⅲ-1-2 農地の保全

Ⅲ-1-3 緑化の推進

Ⅲ-1-4 公園緑地の整備・活用

Ⅲ-1-1 緑地の保全

市域に残る樹林地を保全するため、地権者の理解や協力を得ながら、様々な制度を活用するとともに、緑を支える多様な主体との協働による新たな保全方策の検討を進め、良質な緑を守り育てます。

1 緑地の保全

「緑地総合評価」や「緑地保全カルテ」により保全すべき緑地を見極め、地権者の理解や協力を得ながら、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」や「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「緑の保全地域」の指定、「川崎市緑地保全事業要綱」に基づく「緑地保全協定」の締結など、様々な制度を活用して、緑地の保全を進めます。

2 保全された緑地の適切な管理

保全施策が講じられた緑地を、良好な里地・里山環境や崖線の緑地として持続的に維持、再生していくためには、緑地の将来像を設定し、定期的な管理を行うことが必要です。

こうしたことから市民と共に保全管理計画の策定を推進し、保全管理の担い手の育成を図ります。

3 地域に残された身近な緑の継承

地域に残された樹木・樹林や生垣などを、所有者の理解や協力を得ながら「保存樹木」「保存樹林」「まちの樹」「保存生垣」に指定し、身近な緑の継承に努めます。

4 開発事業等における緑地の保全と創出

開発事業等において自然環境への保全配慮が進められ、樹林地が保全、再生、回復されるよう、「自然的環境の保全への配慮」制度の充実に向けた検討を行います。

5 新たな緑地保全管理に向けた検討

麻生区黒川、岡上、早野地区の農地やまとまりのある樹林地が一体となった「農ある風景」の保全を目指す「かわさき里地・里山ミュージアム構想」の推進や、保全された緑地の機能と有用性を更に発信するための大学への研究フィールドの提供、企業による管理活動への参画の検討など、多様な主体との連携と協働を促進し、生物の多様性や里山景観に配慮した新たな緑地保全の仕組みづくりに取り組みます。

Ⅲ-1-2 農地の保全

農地は、樹林地と並んで貴重な緑ですが、都市化の進展、農業者の高齢化や後継者不足、相続問題などから、農地の減少が続いています。農地には農産物の供給ばかりでなく、緑、水循環、生物多様性、景観など多面的な機能があることから、持続的に農地が保全され、その機能が十分に発揮されるよう、様々な施策に取り組みます。

1 農地の保全と活用

市街化区域においては、生産緑地地区の指定を進め農地保全に努めます。

農業が継続的に営まれ良好な農地が保全されるよう、認定農業者などの農業後継者の育成・支援、援農ボランティア、中高年ホームファーマーといった多様な担い手の支援、環境保全型農業の普及といった農業振興を推進していきます。

所有者自らによる農業の継続が難しい農地については、農地の流動化や作業受委託の斡旋、市民農園や体験農園の開設への誘導など、農地を多面的に活用しながら保全していく方策を農業者に働きかけていきます。

2 農を知る機会と参加する仕組の充実

市民に「農」に触れる機会を提供するとともに、市民の農地や農業に対する理解を深め、営農環境の向上、ひいては都市農地の保全を図るため、地産地消の推進、農イベントの開催、レクリエーション農園の開設・運営の支援、援農ボランティアの育成などを通じ、農を知り参加できる場や仕組を提供していきます。

Ⅲ-1-3 緑化の推進

市街化が進む本市においては、緑地の保全と並んで新たに緑を増やしていく地域緑化の推進が非常に重要です。市民、事業者、市が協力しあい、あらゆる場と機会をとらえて、持続的な緑の創出と育成を進めます。

1 公共空間の緑化推進

道路や、庁舎をはじめとした公共施設、学校、公的住宅などの建物や敷地の緑化を推進します。多くの市民が接する公共施設を緑化の先導役とすることで、市民が実感できる緑を増やします。

2 都市拠点における緑化の推進

市域の都市緑化を重点的に推進するため、「緑化推進重点地区」を選定しています。既に「緑化推進重点地区計画」が策定されている地区については、公園緑地の整備推進、街路樹の整備、公共施設の緑化など公共事業による緑化のほか、様々な主体との協働による緑化の取組を進めます。

また、緑化推進重点地区候補地については、市民・事業者との協働により、地域の特性に即した計画を策定します。

3 民有地の緑化推進

個人の住宅などの民有地緑化を促進するために、条例による地域緑化推進地区認定制度の普及啓発と促進に努めます。

事業所については、川崎みどりの事業所推進協議会の加盟拡大や緑化協定の拡大により、事業所緑化を促進します。こうした制度の普及や地域に根ざした緑化が持続的に推進されるように緑を担う人材育成を進めます。

また、総合的な民有地緑化の推進のために、緑化地域制度の導入の検討を行います。

Ⅲ-1-4 公園緑地の整備・活用

公園緑地は、都市における緑のオープンスペースの中核をなすものであり、良好な都市環境の形成をはじめとして、様々な役割を担っています。

大規模公園の整備をはじめとして、生活空間における身近な公園の確保、地域特性を活かした特色ある公園緑地等の整備や機能の充実など、公園緑地の整備を計画的に推進するとともに、公園管理への多様な主体の参画を積極的に進めていきます。

1 公園緑地の整備推進

大規模公園の整備をはじめとし、生活空間における身近な公園の確保や特色ある公園緑地等の整備を、計画的に進めます。

2 公園緑地の管理運営の充実

市内で貴重な緑のオープンスペースである公園が有効に活用されるよう、維持管理の充実や、地域主体の公園管理の運営を進めます。

Ⅲ－２ 健全な水循環の確保

本市は海に面し、また多摩川や二ヶ領用水、鶴見川をはじめとする大小河川が流れ、湧水地も見られます。かつての高度経済成長期にみられた水質汚濁や地盤沈下の問題はこれまでの取組により改善がみられるものの、都市化の進展がもたらす自然の水循環への負荷が、河川流量の低下や湧水の枯渇・消失、都市型洪水の発生、水辺生物の減少などの形をとって現れています。

水は資源である他に、都市のうるおいやヒートアイランド現象の緩和など、私たちの生活に欠かせない様々な機能があります。これらの水に関する施策を総合的に進め、豊かな都市生活や経済活動、生物の生息を支える基盤となる健全な水循環の保全・回復に努めます。

なお、緑地は雨水の浸透能力が高く、地下水のかん養、河川流量の確保とも関係があるなど、その保全は、水循環の観点からも重要となります。さらに、河川流量の確保が生物の生息環境の保全につながるほか、緑地自体が動植物の生息・生育環境の確保という側面からも重要であるなど、緑地保全による効用が様々な分野にひろがります。このようなことから、水循環に関する施策の総合的な推進に当たっては、水循環と緑の保全の相互の関係を重視して、特別緑地保全地区の指定拡大など、土地利用の観点も含めた対策の検討に努めます。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
透水性舗装道路面積	【現状】 385,003 ㎡ (2009 年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
湧水地周辺整備数	【現状】 8 か所 (2009 年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
河川流量	【目標】 現状の流量を維持すること 【現状】 多摩川本川：15.96～21.21 ㎥／秒 (2009 年度) 【指標がめざす方向】 現状維持
下水の高度処理普及率	【現状】 高度処理普及率：19.6% (2009 年度) 【指標がめざす方向】 高いほうが良い
親水護岸整備延長	【現状】 市内河川の親水整備延長：10,773m (2009 年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
市民一人一日当たりの生活用水使用量	【現状】 市民一人一日当たりの生活用水使用量：237ℓ、生活用水料金調定水量：122,559,827 ㎥ (2009 年度) 【指標がめざす方向】 節水

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

Ⅲ－２ 健全な水循環の確保

Ⅲ－２－１ 水循環の実態把握

Ⅲ－２－２ 地下水、湧水の保全

Ⅲ－２－３ 河川環境等の保全

Ⅲ－２－４ 効率的な水利用の推進

Ⅲ-2-1 水循環の実態把握

水に関する施策を総合的に進めるために、水循環等の仕組みや現状を十分把握して、必要な取組を進めます。

1 地形・水文地質の状況把握

地形や地質等の地盤環境は地下水と密接な関係にあるため、地質調査データの収集整理や、地盤環境情報のデータベース化などにより、地下水に関する情報の精度を高めます。

2 湧水地の実態把握

湧水は、都市生活にうるおいをもたらす緑と水のスポットであり、生物の生息場所でもあります。さらに、湧水の水量や水質は、地下水の状況を知るための貴重な資料となります。このため、市内の湧水地やその周辺を調査し、湧水の保全や利用に役立てるとともに、地下水全体の保全にも活用していきます。

Ⅲ-2-2 地下水、湧水の保全

本市において、これまで地下水は、飲料水、工業用水などとして様々な形で利用され、大きな役割を果たしてきました。一方で、湧水として湧き出した地下水は、河川や池となり、身近な水辺地を形成するほか、生物の生息・生育空間の確保に資するなど、自然環境の観点からもその役割を果たしてきました。

しかし、近年では、都市化の進展による雨水の浸透域の減少などにより、地下浸透する雨水量が減少しており、地下水位や河川流量の低下、湧水の枯渇が懸念されます。

このため、緑地の保全や、浸透施設の設置などにより、地下水かん養能力の保全・回復を進めます。また、湧水の周辺地域の整備などを進め、湧水地の保全に努めます。

1 地下水かん養能力の保全・回復

雨を地中に浸透させる緑地や農地などが減少しているため、その保全や回復に取り組みます。道路整備についても、透水性舗装などの浸透に係る配慮に努めます。

2 湧水地の保全

市内の湧水は、枯渇や消失が続いていることから、湧水のかん養域を調査して明らかにし、湧水地の保全施策を検討し、整備を進めます。

Ⅲ－２－３ 河川環境等の保全

本市には、多摩川や二ヶ領用水、鶴見川をはじめ、多くの河川が流れています。また、本市は東京湾に面しており、海域には京浜運河を始めとする大小16の運河があります。河川の水質は改善傾向にありますが、流量の減少などの課題があります。今後、河川や海域のもつ親水、都市気候緩和、生物多様性の保全、景観形成などの機能に対するニーズは益々高まっていくと考えられることから、河川環境等の保全、向上を進めます。

1 適正流量の確保

河川水量の確保に当たっては、河川が「降雨→地下水の涵養→湧水、河川等への流出」といった地域の水循環の機能を保持した健全な状態で保全されることが望ましいと言えますが、近年では、都市化の進展による雨水の浸透域の減少などにより、平常時の河川の水量が減少しています。

水量の減少は、生物の生息生育空間の減少や親水性の低下につながることから、地下水のかん養、湧水の保全等に取り組むことで、河川の固有水量の確保に努めるほか、下水の高度処理水の活用などを推進します。

また、河川の水深や流速の確保など、流れの状態の保全につながる取組の実施について検討します。

2 水辺環境の保全

自然の水辺が本来持つ様々な環境保全機能を回復させ、親水性を高めるなど、水辺環境の保全、整備を進めます。

市内河川や海域の環境整備に当たっては、市民や地域とのパートナーシップにより検討を行うなどの連携に努めていきます。

Ⅲ－２－４ 効率的な水利用の推進

健全な水循環を確保し、継続的な水利用を可能にするため、節水や中水の利用など、水循環に配慮した水利用を進めます。

1 雨水等の効率的な水利用の促進

公共施設において、上水を利用する必要がない用途については、雨水や中水などの利用を進めます。

2 節水の促進

水を節約する環境配慮行動の積み重ねや、節水型機器や製品の利用など、市民、事業者、市の各主体による節水を進めます。

Ⅲ-3 生物多様性の保全

人類を含めたすべての生物は、他の生きものとのつながりの中で生きています。

生物の多様性は、大気や水の循環、土壌の形成といった生物の存続の基盤を整えるとともに、食べ物や木材などの資源をはじめとした様々な恵みをもたらしているなど、かけがえのないものです。

こうした生物多様性の保全に向け、今後の取組や調査研究について、国内外で検討が進められています。

都市化の進んだ本市においても、市域北部の多摩丘陵をはじめとする緑地や、多摩川をはじめとする河川や川崎港などには、様々な生物が生息しています。市域の湧水地の中には、ゲンジボタルや「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」で絶滅危惧種に指定されているホトケドジョウ等が確認されている場所もあります。一方で都市化が進んでいることから、身近な公園や住宅の庭なども、生物にとっては、大切な生息地となっています。

このような、本市の特性を活かしながら、市域に生息する生物とその生息地の保全・回復・創出に取り組むとともに、関連調査や普及啓発の取組を進めます。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
自然観察会等実施状況	【現状】 生田緑地観察会：年 36 回開催 ほか（2009 年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
市内の動植物等確認種数	【現状】 植物：1,451 種、鳥類：166 種以上 ほか（2009 年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
保全管理計画作成地区数	【現状】 17 地区（2009 年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

Ⅲ-3 生物多様性の保全

Ⅲ-3-1 生物多様性の保全

Ⅲ－３－１ 生物多様性の保全

生物多様性を保全するため、生物の生息生育地の情報収集、生息生育空間の保全・回復・創出に努めます。

1 自然に関する情報の収集・整理・活用

緑の保全や、生息生育空間の保全・回復・創出を進めるために、市域に生息する生物の情報収集など、自然に関する情報の収集・整理・活用に努めます。

市による調査・研究に加え、研究教育機関や市民等とも連携し、情報を効果的に収集、活用します。

2 生息生育空間の保全・創出

生物多様性地域戦略を策定し、樹林地や農地などの緑や、多摩川などの水辺など、生物の生息生育空間の保全を図ります。

Ⅲ-4 都市アメニティの増進

都市の成熟化や少子高齢化によって、市民の価値観や地域を取り巻く環境に変化が生じており、より快適で暮らしやすい地域環境の創造が求められています。

区民の意見を積極的に取り入れた都市計画マスタープランについては、区別構想の策定に続き、まちづくり推進地域別構想の策定も進んでおり、これらを活かしたまちづくりを進めていきます。

このほか、景観計画により地域の景観形成を先導していく地区や市の景観の骨格を構成する重要な地区を景観計画特定地区に指定し、個性と魅力ある景観づくりを推進するなど、良好な都市景観と快適な生活空間の形成を進めます。

指標等

指標	目標・現状・指標がめざす方向
景観計画特定地区数	【現状】 2地区（2009年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
都市景観形成地区数	【現状】 7地区（2009年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
バリアフリー導入施設数	【現状】 民営鉄道駅舎エレベーター等設置補助数：エレベーター67基、エスカレーター14基（2009年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
指定文化財等件数	【現状】 153件（2009年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
公園緑地面積（再掲） （都市公園等（※2）の整備面積）	【目標】 2017年度までに769ha（※1） 【現状】 716ha（2009年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
レクリエーション施設の数	【現状】 公園内にある施設：66か所、公園以外の施設：31施設（2009年度） 【指標がめざす方向】 多いほうが良い

※1 「川崎市緑の基本計画」に基づく目標数値

※2 都市公園等：都市公園、臨海公園（港湾緑地）、臨海部における緑地

施策の方向

施策の柱

Ⅲ-4 都市アメニティの増進

Ⅲ-4-1 良好な街なみの形成

Ⅲ-4-2 快適な都市空間の創出

Ⅲ-4-3 人と自然とのふれあいの確保

Ⅲ-4-1 良好な街なみの形成

市街地において、市民や事業者と連携しながら、地域特性を活かした良好な都市景観の形成を進めます。

1 良好な都市景観の形成

「川崎市都市景観条例」や「景観法」、「都市計画法」、「建築基準法」、「都市緑地法」、「文化財保護法」などに基づく様々な制度を活用しながら、緑や水などの自然に配慮した良好な都市景観の形成を計画的に進めます。電線類の地中化、屋外広告物の規制、オープンスペースの確保などにより、良好な都市景観や街なみづくりを進めます。

2 市民による景観づくり活動の支援

「川崎市都市景観条例」の都市景観形成地区における景観協議会などの制度を活用し、市民による自主的な景観づくりの活動を支援します。

Ⅲ-4-2 快適な都市空間の創出

身近な地域において安全で快適に生活できるまちづくりを目指し、施設や交通機関のバリアフリー化や、ポイ捨てなどのない良好なマナーの普及促進に取り組みます。また、地域の財産である歴史的・文化的遺産を適切に保全し、まちづくりに活かしていきます。

1 快適な市民生活の確保

地域で生活する様々な立場の人々がルールやマナーを守り、ごみのポイ捨てや放置自転車などがない快適な都市環境が確保できるよう取組を推進します。

2 利用者にやさしいまちづくり

建築物や交通機関のバリアフリー化を促進し、暮らしやすいまちを目指します。

3 歴史的・文化的遺産の保全・活用

文化財など、地域の歴史的・文化的資源を保全するとともに、地域の資源として、まちづくりに活かします。

Ⅲ-4-3 人と自然とのふれあいの確保

自然とのふれあいは、生活にうるおいややすらぎをもたらすほか、自然や環境に対する理解や保全への意識が高められる効果も期待されます。緑や水、生物と触れ合うことができ、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進などの効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

1 拠点的な緑と水の保全と活用

大規模公園緑地や多摩川、臨海部などの拠点的な緑と水の保全を進めるとともに、自然観察会等の開催や案内板の設置などにより拠点的な緑と水の活用に努めます。

2 生物とふれあう機会の創出

自然観察会など生物とふれあう機会の創出や情報提供を行い、生物とのふれあいを求める市民のニーズに応えるとともに、自然や地域に対する関心や理解の醸成に努めます。

3 緑のリサイクルの推進

緑地や公園、街路樹などの管理により発生する間伐材や剪定枝、落ち葉などの植物発生材は、公園施設への活用、チップや堆肥化、生物生息空間づくりへの活用、イベントでの活用など、循環的な利用を進めます。

IV 安心して健康に暮らせるまちをめざす

IV-1 大気環境の保全

本市は、高度経済成長期の産業公害対策や、その後の都市生活型公害対策の中で、独自の大気環境保全施策を進め、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質が市内全測定局で環境基準を達成するなど、一定の成果を挙げてきましたが、例えば光化学オキシダントに代表されるように、市単独で解決できないような複雑な問題が未解決で残されているほか、微小粒子状物質については、2009年9月に環境基準が設定されたことから、達成に向けた対策が求められます。この光化学オキシダントや微小粒子状物質の主な原因物質は窒素酸化物や揮発性有機化合物などであると考えられるため、その主要な発生源となっている自動車や工場、事業場等への対策を推進し、良好な大気環境を目指していきます。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
大気汚染に係る 環境基準、環境目標値達成状況	【目標】環境基準、対策目標値、環境目標値を達成すること
なお、特に留意すべきものとして、以下の5物質を示す。	
二酸化窒素	【目標】2015年度までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。 【現状】18測定局中15測定局で対策目標値を達成（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い
浮遊粒子状物質	【目標】浮遊粒子状物質濃度について、全測定局で対策目標値の達成を維持するとともに、環境目標値の達成を目指す。 【現状】18測定局中全測定局で対策目標値を達成（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い
光化学オキシダント （光化学スモッグ）	【目標】環境基準の達成を目指すとともに、当面の目標として光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指す。 【現状】9測定局中全測定局で環境基準を非達成（2009年度）、3日（2009年度の光化学スモッグ注意報発令日数） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い、（発令日数が）少ないほうが良い
有害大気汚染物質	【目標】環境基準の定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）について、全測定局（4測定局）で環境基準の達成を維持する。 【現状】4測定局中全測定局で4物質の環境基準を達成（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い
微小粒子状物質（PM2.5）	【目標】2009年9月に新たに設定された環境基準の早期達成を目指す。 【現状】－（常時監視体制の整備中） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い

窒素酸化物排出量 (工場・事業場)	【目標】対策目標量(9,330トン)以下の排出量とするとともに、低減を進めること。 【現状】9,591トン(2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
粒子状物質排出量 (工場・事業場)	【目標】対策目標量(2,120トン)以下の排出量とするとともに、低減を進めること。 【現状】1,629トン(2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
公共交通機関利用者数 (市営バス)	【現状】45,621,656人(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
自転車道総延長	【現状】自転車道:12,612m(2010年4月) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
駐輪場数	【現状】145か所(民間駐輪場を除く)(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い

施策の方向

施策の柱

IV-1 大気環境の保全

IV-1-1 大気環境の監視及び対策の推進

IV-1-2 工場・事業場の対策の推進

IV-1-3 交通環境対策の推進

IV-1-1 大気環境の監視及び対策の推進

市内の大気環境の状況は、これまでの様々な対策によって改善されつつありますが、依然として二酸化窒素は、一部の自動車排出ガス測定局で環境基準を達成しておらず、また、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況が続いています。微小粒子状物質については、国において新たに環境基準が設定されたことから、今後とも大気環境の監視を充実させるとともに、大気環境の改善に向けた取組を進めていきます。

1 大気環境の監視

二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの環境基準が設定されている物質を中心に常時監視を行い、市域の大気環境状況を的確に把握し、市民、事業者公表してまいります。また、微小粒子状物質については、国において新たに環境基準が設定されたことから、自動測定機を導入するなど常時監視体制を整備し、大気中の実態把握を強化してまいります。

2 大気環境対策の推進

環境基準の達成されている硫黄酸化物や浮遊粒子状物質については、引き続きその維持に努めるとともに、環境基準を達成していない二酸化窒素や光化学オキシダントについては、環境改善対策を推進します。特に、光化学オキシダントについては、光化学スモッグ注意報の発令回数が増加傾向にあることから、その原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）の対策を重点的に進めます。また、光化学オキシダントの環境改善を図るためには、広域的な対策も非常に重要であり、周辺自治体と連携した対策の検討も進めます。

微小粒子状物質などの新たな課題に対しても、国の動向等を把握しながら、対策を検討し、削減に向けた取組を進めます。

3 その他の大気環境対策の推進

アスベストについては建築物の解体工事現場等への立入検査を行い、適切な作業の実施を指導し、大気環境への飛散防止を図ります。

また、大気環境対策に係る研究機関との共同研究などを実施します。

IV-1-2 工場・事業場の対策の推進

従来からの工場・事業場の発生源対策によって、浮遊粒子状物質や二酸化窒素については大気環境の状況が改善されてきましたが、一部の自動車排出ガス測定局においては、二酸化窒素が対策目標値を達成していません。近年、光化学オキシダントについても注意報の発令が増加傾向にあるため、今後、更なる大気汚染物質の排出削減に向けた取組を推進します。

また、一部の事業者における排出基準の超過や測定データの改ざんが明らかとなるなど、事業者の公害防止に係る管理体制に綻びが生じているとの専門家からの指摘も見られます。このため、このようなことが行われないよう事業者指導を強化してまいります。

1 立入検査の強化

法律や条例に基づき、排出基準の超過や測定データの改ざんが行われないように、工場・事業場に対する監視や指導を徹底・強化します。

2 発生源常時監視

排出量が多く環境に与える影響が大きい工場・事業場に対しては、テレメーターによる発生源常時監視を継続実施し、基準への適合状況の確認や適切な指導・助言を行っていくとともに、効果的に常時監視を行うため、現地確認の実施に努めていきます。

3 事業者の自主的取組の促進

窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）をはじめとする工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制には、事業者の自主的な取組の促進も必要です。事業者に低NOx等の環境性能の優れた機器やより高度な公害防止装置の導入の指導、助言、情報提供等を行っていきます。

IV-1-3 交通環境対策の推進

自動車排出ガスによる大気汚染は、ディーゼル車対策の推進や自動車排出ガス規制の強化により改善が進みましたが、2008年度時点で、未だ一部の自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素の対策目標値の未達成局が残ることから、更なる大気環境改善に向けて交通環境対策を推進します。

さらに、臨海部の活性化と持続的な発展を目指した臨海部再生の中で、物流施設の新設など、更なる交通量の集中も考えられることから、長期的には、市域あるいは近隣地域も含めた道路ネットワークの整備といった抜本的な対策が必要です。

交通需要を調整する考え方に基づいた取組を推進していくことなどにより交通発生の集中を抑え、交通流・交通量対策を進めるとともに、渋滞を回避でき、交通アクセスの向上が図られるような取組を進めます。

今後は、低公害・低燃費車の普及促進やエコドライブ取組推進のように、地域環境はもとより、地球環境の改善にも大きく寄与する取組を推進しつつ、地域特性を踏まえた沿道の環境改善も図ります。

1 環境負荷の少ない交通を目指した交通環境対策の推進

自動車の交通流の円滑化のため、交通ネットワーク道路の整備を進めることにより、交通アクセスの向上を図ります。また、自動車の効率的な使い方や環境負荷低減に向け、関係行政機関との調整、市民・事業者による自主的な交通環境配慮行動に向けた普及啓発、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく荷さばきのための駐車施設の整備など、交通需要を調整する考え方に基づいた各種取組を促進させるとともに、バスや鉄道などの公共交通の利便性を高め利用促進を図り、マイカー通勤の自粛を促していきます。

2 低公害・低燃費車の普及促進及び自動車からの排出ガス抑制の推進

低公害・低燃費車の普及を図るために、公用車への導入を率先して進めるとともに、助成制度

などにより、事業者や市民への普及を促進します。また、電気自動車については、助成制度や区役所等へ駐車場無料化等により初期需要を創出し、普及を促進します。なお、ガソリンや軽油に代わる燃料についての調査・研究や、水素自動車・燃料電池車などの次世代低公害車について、開発動向や導入可能性に関する情報収集や調査に取り組みます。

また、環境負荷の低い運転方法であるエコドライブについて、一層の普及に向けた啓発を推進します。

さらに、低公害・低燃費車の積極利用やエコドライブの実施を組み合わせた環境に配慮した運搬制度を創設し、運搬に係る環境負荷の低減に努めます。

3 道路沿道における局所汚染対策

一部の高濃度地区においては、これまで実施した局所汚染対策についての評価、検討を踏まえた調査・研究を進め、その交通特性や道路構造など、地域特性に応じた対策を進めます。

IV-2 水質・土壌・地盤環境の保全

水や土のきれいさや安全性の確保、地盤環境の保全は、安心して健康に暮らし続けていくために不可欠です。このため、河川や海域、地下水などの水質を保全するとともに、水との関係が深い土壌や地盤の環境についても、一体的に保全を図ります。

また、工場・事業場からの排水・地下浸透や土壌汚染に起因する河川や海域、地下水の汚染物質の削減を図り、人や生態系への影響を未然に防止します。

こうした取組を推進することにより、良好な水質・土壌・地盤環境の確保に努めます。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
水質汚濁に係る環境基準、環境目標値達成状況	【目標】環境基準、環境目標値を達成すること
健康項目（河川、海域）	【現状】全地点で環境基準を達成（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成割合が）高いほうが良い
生活環境項目（多摩川水系の市内3河川のBOD、海域のCOD（B類型、C類型地点のすべて））	【現状】全地点で環境基準、環境目標値を達成（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成割合が）高いほうが良い
底質に含まれる汚染物質の量	【現状】海域3地点で8物質について調査し、ノニルフェノール：190～310 μ g/kg-dry等5物質を検出（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
工場・事業場における水質汚濁物質排出量	【目標】総量削減計画（※）に定める発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざすこと 【現状】生活排水に係るCOD発生量：13トン、産業排水に係るCOD発生量：9トン（2004年度…神奈川県全体の発生量） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
下水道普及率	【目標】整備困難地域の課題解決に向けた取組を推進すること 【現状】下水道処理人口普及率：99.3%（2009年度） 【指標がめざす方向】高いほうが良い
地下水汚染に係る環境基準達成状況	【目標】環境基準を達成すること 【現状】揮発性有機化合物：78%、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素84%、その他の有害物質：100%（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成割合が）高いほうが良い
土壌汚染の改善件数	【目標】改善件数の向上をめざすこと 【現状】2004年10月1日～2009年度までの把握事例：147件（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い
地盤沈下量	【目標】地盤沈下を年間20mm未満に抑えること 【現状】市内の年間最大沈下量：7.0mm（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
土砂災害の発生件数	【現状】0件（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い

※東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画

施策の方向

施策の柱

IV-2 水質・土壌・地盤環境の保全

IV-2-1 水質対策の推進

IV-2-2 土壌・地盤環境対策の推進

Ⅳ-2-1 水質対策の推進

本市は、東は東京湾に面し、北は東京都との境に多摩川が、また、市内には多摩川、鶴見川の両水系の中小河川が流れています。東京湾には多摩川、鶴見川からの河川水や臨海部の運河に立地する大規模工場群からの工場排水が流入しています。河川水質は概ね良好であるものの、河川水量の減少などにより一部に水質の問題がみられることがあります。また東京湾では、富栄養化の状態が続き、夏から秋にかけては貧酸素水塊が発生しています。

地下水は市の飲料水の一部や工業用水などとして利用されています。水は、人の健康や生活環境、さらに生物の生息を支える重要な要素であり、より良い水環境を実現するために、水質監視や排水対策などを進めます。

1 公共用水域の水質保全・監視の充実

河川や海域の常時監視を引き続き実施するとともに、公共用水域における水質保全対策を推進します。

2 工場・事業場等の発生源対策の推進

法律や条例に基づき、工場・事業場等の発生源に対する監視・指導を強化するとともに、排水処理施設の適正管理の促進を図ります。東京湾の汚濁負荷量を削減するため、総量削減計画に基づく対策を進め、常時監視対象事業場に対する汚濁負荷量の監視を継続します。また、下水道終末処理場に高度処理設備の導入を図ります。

3 生活排水対策等の推進

本市では、ほとんどの地域で下水道が普及していますが、一部に未整備・未接続の地点があることから、公共下水道の整備とともに接続等の指導を充実します。また、下水道未整備地域においては、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」から、未処理の生活排水を浄化できるように「合併処理浄化槽」に切り換えるなどの指導を行うとともに、その維持管理についても指導を継続します。

また、雨天時の合流式下水道からの越流水による水質汚濁を防止するため、雨水貯留管等の整備を進めます。

さらに、市街地や農地などからの排水が原因となる水質汚濁を防止するため、対策技術の開発動向等に応じた、地域における適切な排水対策に取り組みます。

4 広域的な公共用水域水質対策

河川の流域自治体や東京湾岸自治体と連携し、水質汚濁防止対策や、水質事故対策を進めます。また、東京湾再生のために、関係自治体等と連携して美しい海を取り戻すための施策を推進します。このほか、水道水源である湖や河川の保全対策を推進します。

5 地下水質の監視と地下水汚染の未然防止

地下水について、市による地下水調査を充実させるとともに、事業者の自主的な地下水調査に対する指導・助言を行います。地下水は、一度汚染が発生すると長期に滞留・蓄積される傾向が強

く、浄化も難しいことから、工場・事業場に対する監視・指導を徹底し、地下水汚染を未然に防止します。

6 地下水汚染対策の推進

地下水汚染に対しては、調査により汚染源や汚染の状況を把握し、浄化に向けた指導を行います。

7 飲料水の水質管理

飲料水の水質管理に係る検査や指導などを適切に行い、安全な飲料水の確保に取り組みます。

IV-2-2 土壌・地盤環境対策の推進

本市には工場や事業場が多く立地していますが、工場の移転等に伴う土壌汚染調査により、過去に使用、廃棄され蓄積した有害物質による土壌汚染が明らかになる場合があります。また、一部の地域で汚染した土壌が原因となった地下水汚染が確認されています。

このため、土壌汚染の未然防止を図るとともに、既に汚染された土壌に対しては、法や条例に基づき、適切な対応策を迅速に進めます。

また、広域的な地下水の存在や流動は、地盤の安定に寄与し、地盤沈下を防ぐ働きをしています。地盤沈下の未然防止のため、飲用、農業用、工業用などに利用される地下水の揚水を管理するとともに、地下水位や地盤沈下の状況について継続的な監視を行います。

1 土壌汚染の未然防止の推進

事業者に対して特定有害物質の管理の徹底及び取り扱い状況の記録・保管の指導を行い、新たな土壌汚染の発生を未然に防止します。

2 土壌汚染対策の推進

人の健康の被害を防止するため、「土壌汚染対策法」や「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染の調査や対策について、事業者及び土地所有者に対して指導を実施します。

3 地下水揚水量の管理

本市では、地下水を水道水や事業所用として揚水・利用を行っています。揚水による地盤沈下が発生しないよう、これらの地下水揚水量を把握し、適正に管理します。

4 地盤沈下・地下水位の監視

地盤沈下の未然防止のために、地下水位や地盤沈下の状況について継続的な監視を行います。

5 土砂等による災害の防止

急傾斜地崩壊危険区域として指定されている箇所の改善工事はおおむね完了していますが、引き続き自然環境保全にも配慮した形で斜面崩壊、土砂流出の防止対策を推進します。また、雨水

貯留管の整備など、効果的な浸水対策を推進します。

IV-3 化学物質の環境リスクの低減

私たちの身の回りには、多くの化学物質が様々な用途で使用されています。これらの化学物質が、製品の生産、使用、廃棄の過程で環境中に排出され、環境を経由して人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（環境リスク）が懸念されています。しかしながら、有害性、ばく露量などの情報が明らかになっている化学物質は一部に限られています。

そのため、化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、市民、事業者、市は、化学物質についての情報共有を図りながら、リスク低減に向けてそれぞれの立場で行動することが大切です。事業者は、化学物質の適正管理を行い、状況について情報提供を自主的に進め、市民は、化学物質の環境リスクに関する情報の入手や正しい理解に努めながら、それぞれ使用する化学物質による環境負荷の低減に取り組みます。市は、事業者や市民の取組を支援し、必要な規制や監視を実施するとともに、環境リスクの実態を把握し、その情報を広く提供します。市民、事業者、市が協働して化学物質のリスクの低減に取り組み、化学物質による環境汚染がなく、健康で安心して暮らせるまちを実現します。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
市内の PRTR 法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況	
PRTR 法対象化学物質のうち、特定第一種指定化学物質の排出量	【目標】2008 年度を基準年度として、2018 年度までに 30%削減すること 【現状】114 トン（※）（2009 年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
PRTR 法対象化学物質の届出排出量	【目標】排出量の削減を継続すること 【現状】1,170 トン（2008 年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
ダイオキシン類に係る環境基準達成状況	【目標】環境基準の達成を維持すること 【現状】100%（大気、公共用水域（水質、底質）、地下水質、土壌）（2009 年度） 【指標がめざす方向】（達成割合が）高いほうが良い
有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況（再掲）	【目標】環境基準の定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）について、全測定局（4測定局）で環境基準の達成を維持すること。 【現状】4測定局中全測定局で4物質の環境基準を達成（2009 年度） 【指標がめざす方向】（達成局数の割合が）高いほうが良い

※特定第一種指定化学物質（平成 22 年 4 月 1 日政令改正後の対象物質）の排出量の合計

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

IV-3 化学物質の環境リスクの低減

IV-3-1 総合的な環境リスク低減対策の推進

Ⅳ-3-1 総合的な環境リスク低減対策の推進

化学物質は、市民生活や事業活動には不可欠なものになっています。したがって、化学物質の環境リスクを低減するためには、市民と事業者はそれぞれの立場で取組を行い、市は従来の規制的手法だけではなく、市民と事業者の取組を支援するために、化学物質の環境リスクに関する情報を収集し広く提供していく必要があります。これらの取組を総合的に推進することにより、化学物質の環境リスクを低減していきます。

1 化学物質の適正管理の促進

化学物質の適正管理とは、事業者が化学物質に対する認識を深め、環境リスクに配慮しながら化学物質の使用目的や取扱条件などを定め、購入から廃棄に至るまで一貫性のある包括的な管理をすることです。

関係法令や「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づいた排出基準の遵守について監視、指導を行うだけでなく、「化学物質の適正管理に関する指針」に基づいた化学物質に関する管理体制の整備、有害性等の情報の収集、取扱量及び排出量等の把握、排出抑制に向けた自主管理目標の設定などに関する自主管理マニュアルの作成、事業所周辺の環境リスクの評価を促すなど、事業者の実態に応じた自主的な取組を支援します。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」により、発生源の指導、監視の徹底を継続します。

2 リスクコミュニケーションの促進

化学物質による環境リスクは多くの人々にとって難解であり、またその有害性などについては解明されていないことも多くあります。化学物質に関する情報を、市民、事業者、市が共有し、意見交換を通じて意志の疎通を図ることをリスクコミュニケーションといいます。このリスクコミュニケーションにより、環境汚染の未然防止の観点から、環境リスクの管理について合意形成を目指した取組をしていくことが大切です。

このため、化学物質に関する情報をわかりやすく普及し、市民や事業者の化学物質に関する理解を深めていきます。また、事業者と周辺の住民との化学物質の環境リスクに関するリスクコミュニケーションを促すための支援を行っていきます。

3 化学物質による環境リスクの把握

世界で約10万種、我が国で約5万種流通していると言われる化学物質の環境リスクを低減するには、市内の環境リスクの状況を把握し、効率的な取組を実施することが重要です。

化学物質の環境濃度の実態把握について、法令に規定された常時監視物質だけではなく、未規制の化学物質についても計画的に環境実態調査を行います。また、生物学的試験を用いた化学物質の複合リスク評価を推進します。さらに、PRTR法に基づき化学物質の環境への排出量を集計、把握します。それらのデータを用いて、市内の環境リスクを把握し、各種の施策のための資料として活用していきます。

IV-4 地域の生活環境の保全

良好な音環境やにおい環境などは、安心して暮らし続けていくために不可欠な要素です。騒音・振動や悪臭の発生源に対する監視を充実させ防止対策を進めます。

また、ビル風害や日照阻害など、建造物による生活環境への影響について、中高層建築物等の建築に当たり未然防止を図るとともに、相談・苦情対応や、原因者への指導を行います。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
騒音に係る環境基準達成状況 (自動車、一般環境、新幹線)	【目標】環境基準を達成すること 【現状】自動車：38%、新幹線：50%（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成割合が）高いほうが良い
騒音に係る苦情件数	【現状】77件（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
振動に係る環境保全水準等達成状況	【目標】環境保全水準等の達成を維持すること 【現状】道路交通振動100%（環境保全水準（要請限度）の達成率）、新幹線100%（環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策指針値の達成率）（2009年度） 【指標がめざす方向】（達成割合が）高いほうが良い
振動に係る苦情件数	【現状】26件（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
悪臭の苦情件数	【現状】97件（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
建造物影響に係る苦情件数	【現状】テレビ電波に関する苦情：65件、日照に関する相談：15件（2009年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

IV-4 地域の生活環境の保全

IV-4-1 騒音・振動対策の推進

IV-4-2 悪臭対策の推進

IV-4-3 建造物影響の防止

IV-4-4 健康影響対策の推進

IV-4-1 騒音・振動対策の推進

騒音・振動には様々な発生源があり、本市では、自動車、鉄道、航空機等の移動発生源や、工事・事業場、建設作業等の他、商店・飲食店等などの固定発生源による騒音・振動に関する苦情が多く発生しています。道路や鉄道による騒音・振動、工場等の移転と跡地の再開発により工場と住宅が混在するようになったことなどによる騒音・振動は、短期的な解決が難しい問題です。

また、ピアノ・クーラー等に代表される一般家庭から発生する生活騒音も、顕在化しています。これらに対し、騒音・振動軽減のため適切な指導等を行い、未然防止対策や低減対策を講じます。

1 騒音・振動の監視

環境基準の達成、また、市民からの苦情に適切な騒音・振動対策を講じるため、監視の充実を図ります。

2 交通機関における騒音・振動の防止

自動車交通騒音・振動について、路面から発生する騒音を低減するための道路構造対策や、交通流の削減・分散などの交通流対策を進めます。

3 事業活動による騒音・振動の防止

工場・事業場などの発生源に対する規制・監視・指導を徹底するとともに、事業者が実施する騒音・振動対策への支援などを進めます。建設作業や開発行為などに伴う騒音・振動に対しても、適切な指導や未然防止対策を推進します。

4 近隣騒音・生活騒音の防止

飲食店等におけるカラオケ騒音や拡声器騒音について指導を行い、日常生活に伴う家庭から発生する生活騒音について適切な助言指導等を行うとともに、リーフレットの配布等による普及啓発を推進します。

5 その他の騒音・振動対策

低周波音などの新たな課題に適切に取り組みます。

IV-4-2 悪臭対策の推進

悪臭による公害は、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害と言われ、個人差が大きいことが特徴の一つとしてあげられます。悪臭防止法による22の特定悪臭物質の規制とあわせて、複合臭にも対応でき、住民の被害感により近い、人の嗅覚を用いた嗅覚測定法により、規制や指導を進めていきます。

1 発生源に対する監視、指導

悪臭防止法や市条例に基づき、規制基準の定められている物質（特定悪臭物質）についての濃

度測定や、その他の悪臭苦情に対応するための嗅覚測定を行い、工場・事業場等の発生源に対する指導を行います。

2 広域的な悪臭対策の推進

臨海地域を中心に初夏から秋にかけて市民から発生源が定かでない悪臭苦情が多く寄せられるため、川崎区臨海部について環境調査を行い、発生源の究明と広域悪臭の防止に努めます。

IV-4-3 建造物影響の防止

中高層建築物の建築や照明・広告などにより、周辺の建物や地域で、テレビ受信障害、ビル風害、日照阻害、光害などが発生することがあります。これらの相談・苦情に対して、近隣の環境へ配慮するよう条例等に基づき指導します。

1 テレビ受信障害の防止

テレビ受信障害について、「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき、相談・苦情に対し適切に指導を行い、また、大規模事業については、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく審査を行うなど、事前に必要な配慮・対策を促していきます。

2 ビル風害の防止

ビル風害について、高層建築物の建築に当たり未然防止を図るとともに、大規模事業については、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく審査を行うなど、事前に必要な緩和対策を促していきます。

3 日照阻害の防止

建築物等による日照問題に対する相談・意見等について、「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき、近隣の環境に配慮するよう指導します。また、大規模事業については、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく審査を行うなど、事前に必要な配慮・対策を促していきます。

4 光害の防止

人工光による公害について、国の「光害対策ガイドライン」や市の屋外広告物条例に基づき、屋外照明の設置における環境配慮を指導するとともに、大規模事業については、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく審査を行うなど、事前に必要に応じて光害防止への配慮・対策を促していきます。

IV-4-4 健康影響対策の推進

ぜん息患者の健康の回復等を図るため、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付及び保健福祉施策等を実施するとともに、生活環境等により健康影響を受けた場合に医療費の一

部を助成するなど、健康影響対策を推進します。

1 健康被害への支援

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、被認定者に対する補償給付等を実施するとともに、予防施策や保健福祉施策などを実施します。

2 生活環境等による健康影響への支援

健康影響への本市独自の対策として、小児ぜん息患者及び成人ぜん息患者に対する医療費の一部助成を実施します。

V 環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす

V-1 環境関連産業の振興・育成

本市には、環境技術等で世界トップレベルの企業群をはじめとし、様々な分野の企業や研究開発機関が集積しており、長年の環境対策で培われてきた環境技術等の蓄積があります。

これらの環境技術等を活用し、環境を良くする産業や技術の振興が、地域の経済や雇用、産業を活性化させ、さらに、地域や産業が発展することによって、環境配慮の取組や新たな環境技術の開発が進むという、環境と経済の好循環、環境保全と経済発展の同時達成を目指します。

指 標 等

指 標	目 標・現 状・指 標 が め ざ す 方 向
ゼロ・エミッション工業団地への視察者数	【現状】 3,890 人 (2009 年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

V-1 環境関連産業の振興・育成

V-1-1 環境調和型産業の振興・育成

V-1-2 川崎臨海部エココンビナートの推進

V-1-1 環境調和型産業の振興・育成

市内に立地する企業の環境技術や環境製品に関する情報を収集し、国際経済や国の政策の動向にも配慮しながら、市の産業の実態に即した効果的な支援施策を検討・実施していきます。フォーラムや展示会などの開催により、環境関連技術の情報交流、研究、製品開発、販路等の拡大や高度化を促進し、環境に配慮した産業の振興や、国内外での事業展開を支援します。

とりわけ企業等の環境技術・製品の開発を推進するため、企業、大学、研究機関、NPO などとの共同研究体制を構築します。また、環境技術の開発、普及促進を支援するため、産学公民連携のコーディネートを実施します。

支援制度の運用などにより、環境やエネルギーなどの分野の先端産業の創出と集積を図り、再生可能エネルギー源分野の新事業創出・育成、地球環境に貢献する産業の振興に取り組んでいきます。

V-1-2 川崎臨海部エココンビナートの推進

本市では、様々な業種の企業が集積し、ものづくりと研究開発の機能をあわせもつという特徴を活かし、臨海部を対象とした環境調和型まちづくり（エコタウン）を推進してきました。これは、先進的なリサイクル施設が整備され、企業の生産活動について、資源循環型への転換を図るとともに、企業単体の取組だけでなく施設・企業間の連携による地域としての資源やエネルギーの有効利用を推進するものです。具体的な取組としては、エコタウン事業のモデル地区としての川崎ゼロ・エミッション工業団地の整備や資源循環マッチングなどを行ってきました。今後も、廃棄物・副生成物の有効利用や地域内循環を進め、臨海部全体のさらなるエコタウン化を促進します。また、こうした取組の成果やノウハウをパッケージ化し、国内外への情報発信を推進することにより、アジアを中心とする他地域での資源・エネルギーの循環・有効利用の推進を支援します。

また、川崎臨海部で事業活動を行う企業間の連携等を支援し、資源・エネルギーの循環・有効利用を推進すること等により、川崎臨海部が、活発な産業活動と省資源・省エネルギーの両立が図られた地域となることを目指します。

V-2 環境技術による国際貢献の推進

本市には、高度な加工技術や環境関連技術を有する企業が多数立地しています。地球環境問題が深刻化する中、このような市内企業の国際的展開を支援し、すぐれた環境技術の海外移転を促進することで、世界をリードする環境技術先進都市として国際社会に貢献します。

指標等

指標	目標・現状・指標がめざす方向
海外からの環境技術視察・研修の受入人数	【目標】現状より増やすこと 【現状】1,143人（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い
環境に係る国際会議・イベント等実施状況	【現状】国際環境技術展2010の開催 ほか（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い
環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容	【現状】環境技術産学公民連携公募型共同研究数（累積）：12件 ほか（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い

施策の方向

施策の柱

V-2 環境技術による国際貢献の推進

V-2-1 環境技術研究・開発の推進及び環境技術情報の収集・発信

V-2-2 国際的な環境保全活動への支援・連携

V-2-3 環境技術の海外移転の促進

V-2-1 環境技術研究・開発の推進及び環境技術情報の収集・発信

地域の環境問題を解決していくためには現状に関する基礎的な調査研究が不可欠であり、その結果を施策・事業にフィードバックし、計画的・科学的に環境施策を推進する必要があります。また、地球全体の持続可能な発展に向けて、環境と経済の好循環を実現し、都市と産業の共生を目指すために、川崎のフィールドを活かした環境技術研究開発を推進する必要があります。

これらの成果を国際社会に発信し、地球規模の環境問題への貢献を図る拠点として、殿町3丁目地区に環境総合研究所の整備を図ります。環境総合研究所では、(1) 低炭素まちづくりなど都市と産業の共生に向けた研究、(2) 川崎の優れた環境技術の移転など国際環境施策の推進、(3) 川崎の優れた環境技術情報の収集と発信、(4) 環境改善と環境汚染の未然防止のための監視・調査・研究、(5) 多様な主体と連携した環境教育・学習を実践します。

V-2-2 国際的な環境保全活動への支援・連携

本市は、市内企業の優れた環境技術や環境保全の経験を活かし、工業化途上の国々の環境対策や地球温暖化対策に貢献するため、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP IETC）との連携を2003年に開始しています。こうした連携を活かし、UNEP IETC等を通じて海外各都市より環境分野の専門家が参加し、環境技術に関する意見交換などを行うフォーラムを今後も引き続き開催するとともに、このような機会を通じて、本市の環境技術の情報発信、環境技術の海外移転支援などを行っていきます。

また、川崎臨海部の川崎エコタウンにおける資源・エネルギー循環のネットワークは、国内外で高く評価され、高い関心が集まっていることから、UNEP IETCと連携し、UNEP エコタウンプロジェクトを支援していくことなどを通じて、川崎エコタウンにおける取組の中国やアジア各都市への移転を図ります。

V-2-3 環境技術の海外移転の促進

本市では、公害問題に取り組んだ経験により、多数の優れた環境対策の技術やノウハウが培われ、それらが蓄積されました。また、日本の経済成長をリードした京浜工業地帯に集積する企業の中には、高度なものづくり技術を有し、世界トップレベルの環境関連技術等を生み出しているものも少なくありません。

さらに、1997年に国内第一号のエコタウン認定を受け、京浜臨海部の厚みのある企業集積のメリットを活かし、施設間・企業間の連携による資源・エネルギーの有効・循環利用の取組を開始しました。また、活発な産業活動を行いながら地域全体として最も省エネルギー型、省資源型とするエココンビナート構想の推進も行っています。

そして、現在は、世界的なハイテク企業や研究開発機関が多く集積する先端産業都市へと変貌を遂げ、最先端の環境技術・製品が生み出されてきています。

地球規模での環境問題の解決を図る上で、こうした川崎の特徴は、大きな強みとなります。このため、市内環境関連企業の国際的事業展開を支援し、国境を越えたビジネスマッチングの場を提供することにより、環境技術や製品に対するニーズが高く、環境関連産業の市場の大きな成長が期待されるアジアを中心とする海外への環境技術の移転を促進し、新たな環境関連ビジネスの

創出や、市内環境関連産業の振興を図ります。

また、国際化に向けた整備が進む羽田空港が近くという立地を活かして、アジアからのベンチャー企業を誘致・育成し、市内企業との人的・技術的交流を促進し、環境関連技術の海外移転を進めることで、国際社会への貢献に取り組みます。

VI 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす

VI-1 環境教育・環境学習の推進

環境の保全及び創造の取組を進めるためには、市民、事業者、市など様々な主体が環境配慮行動や環境保全活動等を自発的・積極的に実践していくことが重要です。そのために、家庭や地域、学校、職場など様々な場において環境教育・環境学習を推進し、環境に対する関心や理解を深め、行動に結び付けていく必要があります。

本市では、これまでも幼児の環境教育、体験型学習、川崎らしい歴史的文化的遺産や自然資源を活用した学習など、様々な環境教育・環境学習を展開してきましたが、今後も、多くの市民や事業者等が環境に関心を持ち、理解や認識を深め、さらに環境に配慮した行動が定着するよう環境教育・環境学習を効果的に推進し、環境配慮行動や環境保全活動等の輪を広げていきます。

指 標 等

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
環境関連施設利用者数（環境学習センター等入館者数）	【現状】生活環境学習室：3,706人、橋リサイクルコミュニティセンター学習室：103人（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い
環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況	【現状】出前ごみスクール：78回 ほか（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い
環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数	【目標】2010年度から2020年度までに延べ800人 【現状】地域環境リーダー育成講座修了生：226人 ほか（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い
小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況	【現状】かわさき地球温暖化対策推進協議会による小学校への出前講座の実施 ほか（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

VI-1 環境教育・環境学習の推進

VI-1-1 地域等における環境教育・環境学習の推進

VI-1-2 学校における環境教育・環境学習の推進

VI-1-3 人材育成の推進

VI-1-4 環境教育・環境学習に係る拠点・施設の充実

VI-1-1 地域等における環境教育・環境学習の推進

地域、団体、職場など、様々な場において講座やセミナー等の環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、様々な主体と連携して環境教育・環境学習を推進します。

1 環境教育・環境学習の場や機会の提供

市民のあらゆる世代や事業者が環境教育・環境学習に取り組めるよう、区役所などの地域に身近な場での環境イベント・講座の開催や地域、団体、職場等への職員が出向いての講義等様々な場や機会を提供します。

また、身近な自然等を活用して、体験型の環境教育・環境学習事業についても検討・実施していきます。

2 市民・事業者等と連携した環境教育・環境学習の推進

市内には、長年環境教育や環境保全に携わってきた市民や事業者の活動があるほか、技術や人材、情報など環境教育・環境学習の資源を有する様々な事業所が立地していることから、これらの市民や事業者等と連携した環境教育・環境学習を検討・推進していきます。

VI-1-2 学校における環境教育・環境学習の推進

学校における環境教育・環境学習を推進します。自然環境や環境問題に対する関心や環境保全に参加する姿勢をもち、問題解決をしようとする力を育むため、引き続き、「総合的な学習の時間」等を活用することで、家庭や地域社会において学習内容を自ら進んで実践できる教育を展開します。

学校と連携し、教材の充実やモデル的なプログラム・活動事例の普及、教職員の研修などを進めます。

また、幼児の視点や地域特性を考慮しながら、幼児期より自然を大切に思う心を育てるための幼児期における環境教育についても引き続き取り組んでいきます。

1 教材の充実

児童・生徒が楽しみながら学び、自然環境や環境問題に対する関心や環境保全に参加する姿勢の定着に結びつくような環境教育・環境学習を行うための教材の研究・開発、活用を進めます。各教材を通じて環境について系統的に学べるよう、様々な教育段階の教材や、異なる分野の教材の連携を図ります。

2 環境教育の推進と充実

「総合的な学習の時間」の活用などにより、多くの学校で、環境教育・環境学習が実践されるよう促します。モデルとなる学習プログラムや活動事例などをとりあげ、その先進例をもとに他校へ環境教育・環境学習を広げます。また、大学・地域・企業等と連携し、各機関等がもつ知識や技能を活用します。

学校で環境教育・環境学習を指導する教職員の環境に関する意識を高めるとともに、指導を支

援するために、児童・生徒の発達段階ごとの指導方法に関する研修等を実施していきます。

3 幼児環境教育の推進

幼児期より自然を大切に思う心を育てるため、幼稚園や保育園等の教職員や保護者と連携し、幼児環境教育を推進するとともに、幼児環境教育プログラムの普及や、教材の充実を図ります。

VI-1-3 人材育成の推進

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動等を率先して行う人材の育成に努めるとともに、その人材が活動できる場や機会の拡充に努めます。

環境保全活動等を継続して促進するため、講座を終了した修了生のネットワークづくりを支援するとともに、環境教育・環境学習や環境保全活動等に取り組む市民活動団体との交流を促進します。

また、環境をテーマとした職員研修を実施します。

VI-1-4 環境教育・環境学習に係る拠点・施設の充実

今後改修が予定されている生活環境学習室や環境総合研究所などの普及啓発施設や地球温暖化防止活動推進センターにおいて、環境教育・環境学習の充実を図るとともに、区役所等の地域における拠点と連携して、環境教育・環境学習や環境保全活動を推進していきます。

VI-2 環境パートナーシップの推進

環境保全の取組においては、市民、事業者、市といった主体が単独で取り組むよりも、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することでより大きな効果が得られる場合が少なくありません。

協働により事業を進めるに当たって、市は、協働のパートナーとして役割や責任を担います。また、協働による取組の推進に向けて、市民や事業者などの自発的な環境保全活動を支援していきます。

また、ライフスタイルの多様化や地縁意識の希薄化に伴い、地域コミュニティの機能が変化してきていますが、様々な地域課題に対応していくため、地域コミュニティの活性化が求められています。環境保全の取組についても地域コミュニティが役割を果たしていくことが大切なことから、支援に努めます。

これらに加えて、市民や事業者が活動しやすい環境づくりも大切な課題となることから、情報の発信や共有化などに積極的に取り組みます。

指 標 等

指 標		目標・現状・指標がめざす方向
次の協働による 環境保全活動の実施状況		
資源集団回収量		【目標】 2013 年度までに 65,000 トン 【現状】 47,474 トン (2009 年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
市民植樹参加者数		【目標】 現状より増やすこと 【現状】 市民植樹参加者 (市主催分) : 250 人 (2009 年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
まちの美化運動等参加者数		【目標】 現状より増やすこと 【現状】 多摩川美化活動参加者 : 15,104 人 (2009 年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い

施 策 の 方 向

施 策 の 柱

VI-2 環境パートナーシップの推進

VI-2-1 市民・事業者等との協働の推進

VI-2-2 地域コミュニティの活性化

VI-2-3 環境情報の共有化

VI-2-1 市民・事業者等との協働の推進

本市では、川崎市自治基本条例に定める参加や協働の原則などに基づき自治運営に当たっています。

また、市民活動団体を対象とした「川崎市市民活動支援指針」を定め、市民活動の活性化を図るとともに、「協働型事業のルール」により市民活動団体との効果的な協働型事業の推進に努めています。

環境保全の分野においても、市民、事業者、市といった様々な主体による取組が欠かせない課題が少なくないことから、市民や事業者等の自発的な環境保全活動の支援に努めるとともに、主体間の交流の促進を図ります。

1 市民・事業者等の自発的活動の支援

環境を含めた様々な分野の市民活動に対する支援の指針である「川崎市市民活動支援指針」に示された支援の考え方に基づき、環境保全に取り組む市民活動に対して、活動の場の拡充や、助成金等による活動資金の支援などに取り組みます。

また、事業者による環境保全活動に対しても、事業者のCSR（企業の社会的責任）の視点に立った取組を促すため、活動の普及、啓発などに努めます。

このほか、市民や事業者の環境保全活動に関する情報発信を支援し、活動の一層の発展や広がりへの促進に努めます。

2 協働による環境保全活動の推進

主体間の交流・連携を推進・支援するとともに、協働による活動の取組状況等について幅広く広報を行うことにより、多様な主体の参加を促すなど、協働の輪を広げ、協働による環境保全活動をより一層推進します。

なお、市では、市民活動団体と市が協働で事業を行う際の基本的な考え方や手順を「川崎市協働型事業のルール」として示していることから、環境分野に関する課題に対して協働で取り組む際にもこれを尊重し、効果的な事業の推進を図ります。

VI-2-2 地域コミュニティの活性化

地域の環境保全活動を通じて、地域の環境を持続可能なものにするとともに、環境保全に取り組む住民の力が高まり、豊かな地域がつくられるようになっていくことを目指します。

1 環境保全活動等を通じた地域コミュニティ活性化への支援

地域課題の解決や新たな公共サービスの担い手として、町内会・自治会、市民活動団体等の活動の充実・連携が求められています。地域コミュニティに活力がある場合には環境保全の取組も積極的に行われると考えられ、また、地域における環境保全の取組により地域コミュニティを活性化することが期待できることから、それぞれの活性化に向けた取組を進めることが大切です。

環境保全の分野でも資源物の集団回収やマナーを守ったごみ出し、地域の美化など、地域で解決すべき様々な課題があります。

このほか、地域のアイデアや行動力、人のつながりなどを活かして進めていくことができる環境保全活動として、公園の管理・運営や緑地の保全、地域の学校と連携した環境教育・環境学習など様々な活動が考えられることから、地域におけるこれらの活動に対して支援を行い、地域コミュニティの活性化に努めます。

VI-2-3 環境情報の共有化

市民、事業者、市など様々な主体が連携して環境保全等の取組を進めていくためには、環境に関する情報を共有し、お互いのコミュニケーションを進め、環境や取組についての共通の認識を形成していくことが大切です。今後も環境に関する情報を収集し効果的に発信するとともに、その情報の共有化に努めます。

1 環境情報の収集・発信

環境保全等の取組が、環境に関する正確な情報や理解のもとに進められるよう、環境の現状、環境への負荷、施策や市民・事業者等による取組の実施状況などの情報を収集し、多様な利用者のニーズに合わせて、わかりやすく利用しやすい情報提供を行っていきます。

また、目的に応じて、様々な広報媒体を活用した、効果的な情報発信に努めます。

2 環境情報の共有化の推進

一方向の情報提供だけでなく、情報に対する意見を募ったり、意見を交換する機会を設けるなど、環境情報の共有化に努めます。

VI-3 市の環境配慮の推進

環境問題を解決し、環境を保全していくためには、すべての主体が自らの生活や事業活動において環境配慮を進めていくことが必要ですが、そのために、まず市が、自らの事業において率先して環境配慮行動に取り組みます。

指標等

指標	目標・現状・指標がめざす方向
公用車における 低公害車・低排出ガス車普及台数	【現状】公用車への八都県市指定低公害車の累計導入台数：1,119台、導入割合70.8%（2009年度） 【指標がめざす方向】多いほうが良い
グリーン購入の実施状況	【目標】川崎市グリーン購入推進方針に定める調達目標を達成すること 【現状】紙類の平均：97.4%、文具類の平均：98.8%（2009年度） 【指標がめざす方向】（割合が）高いほうが良い
市の事務・事業に伴う 温室効果ガス総排出量	【目標】2020年度までに2008年度比20%以上削減 【現状】390,778トンCO ₂ （2008年度） 【指標がめざす方向】少ないほうが良い

施策の方向

施策の柱

VI-3 市の環境配慮の推進

VI-3-1 市の事業における率先的な環境配慮の推進

VI-3-1 市の事業における率先的な環境配慮の推進

市役所が自らの事業活動を進める上で、率先して環境配慮を進めていくために、環境マネジメントシステムの継続的な運用や、環境に配慮した製品やサービスを優先的に調達するグリーン購入法や環境配慮契約法に基づく取組、施設整備などにおける自主的な環境配慮を促す環境調査や環境影響評価制度に基づく取組などを推進します。

＜目標施策体系図＞

「めざすべき環境像」
及び
「6つのまちの姿」

計画の目標

地域から地球環境の保全に取り組むまち

地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

【環境政策の目標】(総合的目標)

地球温暖化の進行を防ぐために、すべての主体が日常生活や事業活動において化石燃料の消費削減とともに、エネルギーの効率的な利用や循環利用、再生可能エネルギー源の導入・使用などの努力を重ね、また地域全体として、環境に配慮した交通体系、まちの構造、建造物、設備等への計画的な転換を図り、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現をめざします。同時に、都市気温が著しく上昇するヒートアイランド現象の抑制を図ります。

また、オゾン層の保護、酸性雨の防止をはじめとし、森林や海洋環境の保全その他の様々な地球規模の環境問題の解決にも取り組み、地域から地球環境を保全するための取組を進めるまちをめざします。

地球環境

【環境要素の目標】

温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現及びオゾン層の保護や酸性雨の防止をはじめとする様々な地球規模の問題の解決をめざし、地球環境の保全に向けた取組が進められていること

エネルギー

【環境要素の目標】

エネルギーの効率的な利用や循環利用、再生可能エネルギー源の活用が進められていること

都市気温(ヒートアイランド現象)

【環境要素の目標】

環境に配慮した都市構造や建造物等の整備が図られ、ヒートアイランド現象が抑制されていること

環境にやさしい循環型社会が営まれるまち

環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす

【環境政策の目標】(総合的目標)

環境負荷の低減につながる3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を基本として、天然資源の消費を抑制し、排出された廃棄物の適正な処理を進めるとともに、資源化などの先進的な環境技術の導入やごみの発生・排出抑制につながる市民、事業者、市の各主体の環境配慮行動を促すことで、都市の利便性や活気を保ちつつ、環境にできる限り負荷をかけない循環型社会の実現をめざします。

資源・廃棄物

【環境要素の目標】

環境負荷の低減につながる3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を基本として、天然資源の消費が抑制され、排出された廃棄物の適正な処理が進められていること

多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす

【環境政策の目標】(総合的目標)

本市は多摩丘陵や多摩川崖線に存する樹林地や農地、多摩川をはじめとする河川や湧水、東京湾など多様な自然的環境資源に恵まれた地域です。こうした緑と水のつながりを充実させるために、その保全・創出・育成に取り組む、緑と水のネットワークを市域全体に広げ、豊かな水辺や健全な水循環が保たれ、快適な生活空間が広がり、良好な環境と安らぎが得られるまちをめざします。また、市域に生息する生物の生息・生育地での保全・創出に取り組む、生物多様性の保全に努め、身近に生き物とふれあえる機会の創出に努めます。

また、人口増加や都市の成長が当面続くと見込まれる本市で、良好な都市アメニティが得られ快適に暮らせるよう、優れた都市景観の形成や歴史的文化的遺産の保全・活用などを図ります。

緑

【環境要素の目標】

緑の保全・創出・育成が進められ、緑のネットワークが市域全体に広がり、良好な環境と安らぎが得られること

生物

【環境要素の目標】

市域に生息生育する生物とその生息生育地が保全され、生物多様性が確保され、身近な生き物とのふれあいが増えること

水循環

【環境要素の目標】

健全な水循環が保たれていること

都市アメニティ

【環境要素の目標】

良好な生活環境が得られ、快適に暮らせること

水辺

【環境要素の目標】

豊かな水辺が保たれて、良好な環境と安らぎが得られること

環境を守る 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき



「めざすべき環境像」
及び
「6つのまちの姿」

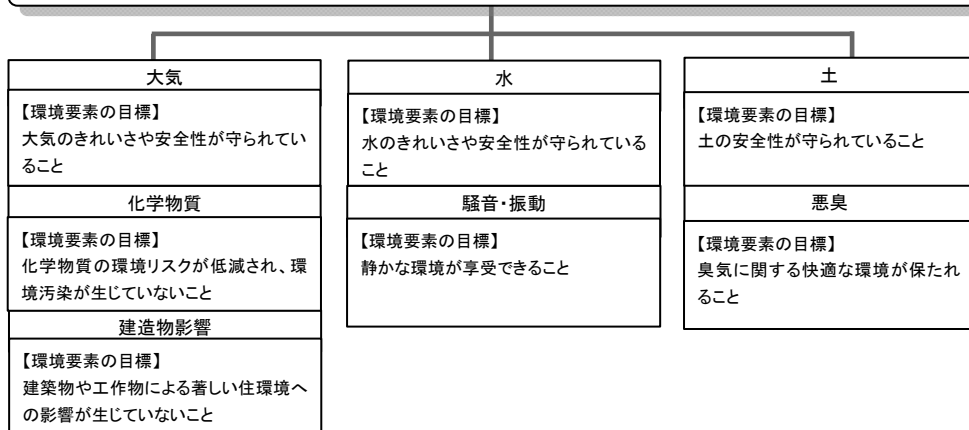
計画の目標

安心して健康に暮らせるまちをめざす

【環境政策の目標】(総合的目標)

本市は公害問題の克服をめざし、積極的な環境行政を進めたことにより、大気や水質などの環境は改善に向かってきました。更なる環境改善に向けて、未解決の課題や新たな問題に対応するため、事業者や市民の協力による環境負荷の低減、環境の監視や調査による問題の未然防止などに取り組み、大気や水、土壌のきれいさや安全性を守り、化学物質の環境リスクを低減して環境汚染を防ぐことで安心して健康に暮らせるまちをめざします。

また、騒音、振動や悪臭への対策を進め、静かで悪臭物質の排出が抑制された環境が享受されるよう努めるとともに、建築物や工作物の建設の際の要請、助言、指導などにより著しい建造物影響が生じない空間の創出を促進します。



安心して健康に暮らせるまち

環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち

多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき

環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす

【環境政策の目標】(総合的目標)

地域環境や地球環境を保全するためには、環境負荷の低減に寄与する技術の開発や産業の振興が不可欠です。また、いずれの産業においても環境対策・環境配慮が行われ、環境の保全・創造を基調とする社会経済活動が営まれることが重要であり、これらの結果が地域経済の活性化や雇用創出につながることを大切に。以上のような環境と経済の好循環の実現、都市と産業との共生に向けて、国内はもとより海外への技術移転や人の交流等を進めることで、環境技術による国際貢献を果たし、環境保全を支える産業と社会の活力があふれるまちをめざします。

多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす

【環境政策の目標】(総合的目標)

本市において日常生活や事業活動を営む多様な主体が、地域や地球の環境について学び、自らの活動の環境への負荷が低減されるよう環境配慮を取り入れるとともに、様々な主体や世代が協働して環境の保全及び創造に積極的に取り組む社会をめざします。

